

平成26年第6回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 9月3日(水)から19日(金)まで17日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	摘 要
9月3日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程
4日	木			
5日	金			
6日	土			
7日	日			
8日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
9日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
10日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
11日	木	民生産業委員会	9時	付託事件審査
12日	金	民生産業委員会	9時	付託事件審査
		総務文教委員会		付託事件審査
13日	土			
14日	日			
15日	月			
16日	火	総務文教委員会	9時	付託事件審査
17日	水	決算特別委員会	9時	付託事件審査
18日	木	予 備 日		
19日	金	本 会 議	13時	審査報告・閉会

平成26年鞍手町議会第6回定例会会議録（第1号）						
平成26年 9月3日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成26年 9月3日 午後1時00分				川野高實	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成26年 9月3日 午後1時33分				川野高實	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	—	出欠			
	出席 12人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 1人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	6	原 哲 也		8	須藤敏夫	

職 務	議会事務 局長	渡 辺 智 文	出 欠	議会事務 局長補佐	武 谷 朋 視	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	徳 島 眞 次	出 欠	会計課長	白 石 秀 美	出 欠
	副町長	阿 部 哲	出 欠	建設課長	森 茂 樹	出 欠
	教育長	水 摩 幸 隆	出 欠	政策推進 課 長	三 戸 公 則	出 欠
	総務課長	藤 原 光 徳	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	福祉人権 課 長	守 田 純 子	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	税務住民 課 長	久 保 田 隆 一	出 欠	教育課長	筒 井 英 和	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局 長	篠 原 哲 哉	出 欠	保険健康 課 長	長 友 浩 一	出 欠
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

平成26年第6回鞍手町議会定例会議事日程

9月3日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議
- 日程第4 議案第53号 鞍手町教育委員会委員の任命
- 日程第5 議案第54号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 日程第6 議案第55号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第7 議案第56号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第8 議案第57号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第58号 鞍手町行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第59号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第60号 鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第61号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第62号 鞍手町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第63号 鞍手町保育料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第64号 平成26年度鞍手町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第65号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第66号 平成26年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第67号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第68号 平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第69号 平成25年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第21 議案第70号 平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第22 議案第71号 平成25年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第23 議案第72号 平成25年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第24 議案第73号 平成25年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第25 議案第74号 平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第26 議案第75号 平成25年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第27 議案第76号 平成25年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定

- 日程第28 議案第77号 平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第29 議案第78号 平成25年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計歳入歳出
決算認定
- 日程第30 議案第79号 平成25年度鞍手町水道事業会計決算認定
- 日程第31 議案第80号 鞍手町流域関連公共下水道事業 新川処理分区管渠築造工事
(第1工区) 請負契約の締結
- 日程第32 議案第81号 鞍手町流域関連公共下水道事業 西川処理分区管渠築造工事
(第21工区) 請負契約の締結

平成26年9月3日（第1日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

只今から、平成26年第6回鞍手町議会定例会を開会します。

まず、町長より提出されております、地方独立行政法人くらて病院の平成25事業年度に係る業務実績に関する評価結果報告書及び平成25年度決算に係る財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率報告書、教育委員長より提出されております、平成25年度教育委員会点検評価の報告書と、監査より提出されております例月現金出納検査報告書をお手元に配布していますので、ご確認下さい。

次に、ASEAN地域の流通の中心であるシンガポール共和国において、鞍手ぶどうの販路の開拓拡大を目的として行われた、ジュロンポイントショッピングセンター内での、鞍手ぶどうの販売及び日本食レストラン「雲」における、九州食材フェアなどの動向を調査するため、原議員、栗田議員、田中議員、須藤議員を、8月21日から24日までシンガポール共和国に派遣いたしました。以上報告いたします。

次に、本日まで受理いたしました請願3件、陳情1件は、お手元に配布しています、請願、陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しますので報告しておきます。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において6番議員 原哲也君及び8番議員 須藤敏夫君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期、定例会の会期は、本日から9月19日までの17日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から9月19日までの17日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議を議題とします。

別紙のとおり、議会の意見を求められています。

これから質疑を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、原案を適当と認め、原案どおり決定し、通知することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって原案を適当と認めることに決定しました。

次に、日程第4 議案第53号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第4 議案第53号は、鞍手町教育委員会委員の任命であります。

鞍手町教育委員会委員であります、野中眞知氏の任期が本年10月6日をもって満了することに伴い、同氏を再度任命するため議会の同意を求めるものであります。

なお、別紙で略歴書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上が、日程第4 議案第53号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

これから質疑を行います。

議案第53号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第53号については、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第53号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第53号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第53号 鞍手町教育委員会委員の任命を採決します。

教育委員会委員に、野中眞知氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第53号は同意することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 13時10分

再開 13時11分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

日程第5 議案第54号から日程第7 議案第56号までの3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第5 議案第54号から日程第7 議案第56号までの3件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第5 議案第54号は、鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例であります。

この条例は、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すため、特定教育・保育施設の運営に関する基準及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため制定するものであります。

次に、日程第6 議案第55号は、鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例であります。

この条例は、児童福祉法第34条の16の規定に基づき、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するため、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため制定するものであります。

次に、日程第7 議案第56号は、鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例であります。

この条例は、児童福祉法 第34条の8の2第1項の規定に基づき、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するため、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため制定するものであります。

以上が、日程第 5 議案第 5 4 号から日程第 7 議案第 5 6 号までの提案説明であります。
ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第 8 議案第 5 7 号から日程第 1 4 議案第 6 3 号までの 7 件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第 8 議案第 5 7 号から日程第 1 4 議案第 6 3 号までの 7 件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第 8 議案第 5 7 号は、鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例であります。鞍手町の附属機関に遠賀川渡河橋橋梁名選定委員会を新たに設置、また法改正により鞍手町小作料協議会を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第 9 議案第 5 8 号は、鞍手町行政財産使用料条例の一部を改正する条例であります。

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律により、母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第 1 0 議案第 5 9 号は、鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例であります。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の名称が改正されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第 1 1 議案第 6 0 号は、鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例であります。

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第 1 2 議案第 6 1 号は、鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例であります。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の名称が改正されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第 1 3 議案第 6 2 号は、鞍手町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例であります。

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部

を改正する法律により、母子及び寡婦福祉法の名称が改正されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第14 議案第63号は、鞍手町保育料徴収条例の一部を改正する条例であります。

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律により、母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

以上が、日程第8 議案第57号から日程第14 議案第63号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第15 議案第64号から日程第19 議案第68号までの5件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第15 議案第64号から日程第19 議案第68号までの5件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第15 議案第64号は、平成26年度鞍手町一般会計補正予算（第2号）であります。

本補正予算は、歳入で平成26年度普通交付税の確定や平成25年度決算に伴う繰越金の確定などによる追加及び過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、新中学校の運動場整備事業が新たに過疎対策事業債の対象となったことによる学校教育施設等整備事業債からの組み替え等の補正を行っております。

また歳出では、平成26年度の国民健康保険税の本算定が確定したことにより国民健康保険基盤安定負担金の追加、予防接種法の改正に伴い水痘ワクチン予防接種事業費の追加、及び文化体育総合施設の北東部擁壁の亀裂発生に伴う改修事業費などを追加しております。これらの要因により、歳入歳出それぞれ2億231万3千円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ75億7,649万円としております。

次に、日程第16 議案第65号は、平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。

本補正予算は、国民健康保険税本算定に伴う保険税、保険基盤安定負担金、前期高齢者交付金などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ502万8千円を増額して、予算総額を、歳入歳出それぞれ24億1,219万円としております。

次に、日程第17 議案第66号は、平成26年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予

算（第1号）であります。

本補正予算は、平成25年度の出納閉鎖に伴う滞納繰越保険料及び前年度繰越金などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ2千円を減額して、予算総額を、歳入歳出それぞれ2億4,490万2千円としております。

次に、日程第18 議案第67号は、平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

本補正予算は、本年度の受益者負担金調定が確定し、前年度の繰越金及び委託費の追加による一般会計繰入金の追加などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ656万8千円を増額して、予算総額を、歳入歳出それぞれ8億156万6千円としております。

次に、日程第19 議案第68号は、平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算（第1号）であります。

本補正予算は、個人の動産等移転補償費及び繰入金、繰越金が確定したことにより、補償費及び工事費の増額調整し、歳入歳出それぞれ6,198万4千円を増額して、予算総額を、歳入歳出それぞれ6億5,964万6千円としております。

以上が、日程第15 議案第64号から日程第19 議案第68号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第20 議案第69号から日程第30 議案第79号までの11件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第20 議案第69号から日程第30 議案第79号までの11件については、平成25年度一般会計、各特別会計の歳入歳出決算認定及び公営企業会計の決算認定であります。一括して提案説明を申し上げます。

日程第20 議案第69号は、平成25年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額67億9,846万7,928円、

歳出総額66億1,903万6,306円、

差引額1億7,943万1,622円、

実質収支額1億2,660万6,622円となっております。

次に、日程第21 議案第70号は、平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額 2 億 1,068 万 1,708 円、

歳出総額 2 億 432 万 6,583 円、

差引額と実質収支額は、マイナス 1 億 9,364 万 4,875 円となっております。

次に、日程第 22 議案第 71 号は、平成 25 年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額 6,066 万 9,029 円、

歳出総額 6,066 万 4,041 円、

差引額と実質収支額は、4,988 円となっております。

次に、日程第 23 議案第 72 号は、平成 25 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額 2 億 2,998 万 3,958 円、

歳出総額 2 億 2,924 万 1,857 円、

差引額と実質収支額は、74 万 2,101 円となっております。

次に、日程第 24 議案第 73 号は、平成 25 年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額 90 万 8,562 円、

歳出総額 90 万 8,000 円、

差引額と実質収支額は、562 円となっております。

次に、日程第 25 議案第 74 号は、平成 25 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額 6 億 9,611 万 9,123 円、

歳出総額 6 億 9,602 万 9,917 円、

差引額と実質収支額は、8 万 9,206 円となっております。

次に、日程第 26 議案第 75 号は、平成 25 年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額 732 万 3,779 円、

歳出総額 732 万 250 円、

差引額と実質収支額は、3,529 円となっております。

次に、日程第 27 議案第 76 号は、平成 25 年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額 7,958万6,000円、
歳出総額 7,958万6,000円、
差引額と実質収支額は、0円となっております。

次に、日程第28 議案第77号は、平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、
歳入総額 7億7,446万2,580円、
歳出総額 5億3,049万6,416円、
差引額 2億4,396万6,164円
実質収支額 1万164円となっております。

次に、日程第29 議案第78号は、平成25年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、
歳入総額 3億6,625万4,389円、
歳出総額 3億6,625万4,389円、
差引額と実質収支額は、0円となっております。

次に、日程第30 議案第79号は、平成25年度鞍手町水道事業会計決算認定であります。

決算の概要を申し上げますと、予算第3条に定めた収益的収入及び支出では、1,522万4,785円の赤字決算となっております。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出では、8,031万9,620円の資金不足となりますが、当年度分損益勘定留保資金より補填しています。

また、損益計算においては、当年度純損失は1,766万690円となります。

以上が、平成25年度鞍手町水道事業会計決算の概要であります。

議案第69号から議案第78号までの10件については、決算書に監査結果の意見書、主要施策の成果と予算執行の実績報告書を添付しております。

また、議案第79号については、決算書に監査結果の意見書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上が、日程第20 議案第69号から日程第30 議案第79号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第31 議案第80号及び日程第32 議案第81号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第31 議案第80号及び日程第32 議案第81号について、提案説明を申し上げます。

日程第31 議案第80号は、鞍手町流域関連公共下水道事業 新川処理分区管渠築造工事（第1工区）請負契約の締結であります。

同事業で行う新川処理分区管渠築造工事（第1工区）は、8月12日に7共同企業体で指名競争入札の結果、契約金額、1億182万2,400円。工期、平成26年9月19日から平成27年2月27日までの162日間として、藤本・高木共同企業体と契約を締結するものです。

次に、日程第32 議案第81号は、鞍手町流域関連公共下水道事業 西川処理分区管渠築造工事（第21工区）請負契約の締結であります。

同事業で行う西川処理分区管渠築造工事（第21工区）は、8月12日に6共同企業体で指名競争入札の結果、契約金額9,913万3,200円。工期、平成26年9月19日から平成27年2月27日までの162日間として、水摩・平野共同企業体と契約を締結するものです。

以上が、日程第31 議案第80号及び日程第32 議案第81号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

この際、休会についてお諮りします。

明日4日から7日までの4日間を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって明日4日から7日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

閉会 13時33分

平成26年鞍手町議会第6回定例会会議録（第2号）						
平成26年 9月8日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成26年 9月8日 午後1時00分				川野高實	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成26年 9月8日 午後3時16分				川野高實	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	—	出欠			
	出席 12人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 1人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	6	原 哲 也		8	須 藤 敏 夫	

職 務	議会事務局 局長	渡 辺 智 文	出 欠	議会事務局 局長補佐	武 谷 朋 視	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	徳 島 眞 次	出 欠	会計課長	白 石 秀 美	出 欠
	副町長	阿 部 哲	出 欠	建設課長	森 茂 樹	出 欠
	教育長	水 摩 幸 隆	出 欠	政策推進 課 長	三 戸 公 則	出 欠
	総務課長	藤 原 光 徳	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	福祉人権 課 長	守 田 純 子	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	税務住民 課 長	久 保 田 隆 一	出 欠	教育課長	筒 井 英 和	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局 長	篠 原 哲 哉	出 欠	保険健康 課 長	長 友 浩 一	出 欠
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

平成26年第6回鞍手町議会定例会議事日程

9月8日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

平成26年第6回定例会

No. 1

質問者	質問事項及び質問要旨	答弁指定者
2番 須山由紀生	<p>1. 「鞍手町を魅力ある、住みたい町へ」の今後の構想は</p> <p>(1) JR鞍手駅前及び鞍手インターチェンジ周辺活性化の進捗状況は。</p> <p>(2) 新鞍手中学校付近を一極集中型の庁舎街に変換する構想は。</p> <p>(3) 鞍手北中・南中学校跡地の再利用への進捗状況は。</p>	町長
12番 岡崎 邦博	<p>1. 町の防災体制について</p> <p>(1) 8月22日未明に土砂災害警戒情報が発表され、当町も警戒対象地域となったが、その時にとった町の体制は。また町民に対しての伝達は。</p> <p>(2) 土砂災害における避難準備情報や、避難勧告、避難指示の基準は。</p> <p>(3) 土砂災害警戒情報が発令された際の町内の土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域への対応は。</p> <p>(4) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの水害時における発令基準において、六田川が町内で一番、水害が発生しているにもかかわらず、なぜ内水等の越水の想定がなされていないのか。</p> <p>(5) 自主防災組織の役割は。</p> <p>2. 南北中学校統合後の校舎等の利用について</p> <p>(1) 南北中学校は災害時の避難所に指定されているが、同時に今まで選挙の際の投票所にもなっている。27年4月以降の校舎等の利用について、どのようにお考えか。</p>	町長
11番 宇田川 亮	<p>1. 下水道事業について</p> <p>(1) 現在の下水道工事の進捗状況と受益者負担金の納入率は。</p> <p>(2) 下水道化率と100%下水化に向けた具体的な取り組みは。</p> <p>(3) 下水道工事をしない家庭の理由の把握は。</p> <p>2. 介護保険改悪への町の対策について</p> <p>6月18日、「医療・介護総合法」が成立し2015年度から、介護サービスが廃止され市町村独自に実施する「総合事業」に移行されます。</p> <p>(1) 介護事業者及び利用者の意見聴取と影響は。</p> <p>(2) 利用料の設定やサービス提供者の確保は。</p> <p>(3) 「チェックリスト」による選別だけで要介護認定を受けさせないことが無い様にするべきだが。</p>	町長
5番 田中二三輝	<p>1. まちづくりの基本構想と役場組織の見直しについて</p> <p>(1) まちづくりの基本構想は</p> <p>① コンパクトシティを掲げているが具体的な内容は。</p> <p>② 老朽化が目立つ公共施設の取り扱いは。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役場庁舎 ・ くらて病院 ・ 町営住宅 <p>③ 鞍手町全体のランドデザインの早期作成が必要と思うが。</p> <p>(2) 役場組織見直しの考えは</p> <p>① 職員の対外的な立場(役職等)を考慮したときモチベーションが上がらないと思うが。</p> <p>② 通常の係制に戻すべきだと思うが。</p>	町長

平成26年9月8日（第2日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

質問は、お手元の通告一覧表の順序により行います。

最初に、2番議員 須山由紀生君の質問を許可します。

須山由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

通告に従いまして質問をいたします。

「鞍手町を魅力ある、住みたい町へ」の今後の構想について何点か質問をさせていただきます。

昨年、徳島町長は、前柴田町長の政策を引き継ぎまして町長に就任されました。

もう既に1年半が過ぎたところでございますが、その間、町立病院の独立行政法人化や、ソフトバンクの2軍練習場誘致の応募への参加、また、新鞍手中学校の校舎改築工事の着工、そしてインターネットを利用して、町の特産品や地域の良い物を全国に発進し販売をする鞍手s gのスタートなど、就任早々から矢継ぎ早に多くの公務に時間を注がれ、鞍手町活性化のため尽力されているのは、町民の皆様をはじめ多くの関係者の方が承知されていることだと存じます。

そんな中、鞍手町が活性化していくには、まだまだ多くの課題が山積みされているのではないのでしょうか。その大きな課題の1つが、JR鞍手駅前及び鞍手インターチェンジ周辺を活性化することが重要な課題だと私は思っております。

平成24年の3月議会でも私が質問をいたしました。今日は再度その件に関して質問をさせていただきます。

遠賀川渡河橋も着々と工事が進み、完成が目前となっているようです。そうすれば、北九州方面から鞍手町への、車の出入りも今まで以上に増えてくるのではないかと想定されます。

そうなれば当然、この渡河橋の直近にある鞍手駅周辺も今まで以上に、人も、車も出入りが多くなり活性化してくることが予想されます。ところが、当の駅周辺は2年前と全く変わらず、非常にもったいない空間となっております。

また、遠賀川渡河橋開通に伴い、鞍手インターチェンジも利用する車がどんどん増えてくるのではないかと私は思います。そんなインター周辺も、ナフコやコスモス等が開店しましたが、まだまだ、当初進出が予定されていた企業等は、出来るような感じではありません。

そこで町長にお尋ねいたします。鞍手駅周辺や、鞍手インター周辺の企業や商店の誘致の進捗状況はいま現在どのようになっているのか、公表出来る範囲で結構ですので教えて下さ

い。以上です。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

まず具体的な進捗状況、経緯につきましては、私がいま担当課の方にいろいろ指示を出しておりますので、その進捗状況と経緯につきましては、地域振興課長に答弁をさせたいと思います。以上でございます。

○議長 川野 高實君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

まず、J R鞍手駅周辺開発につきましては、これまで議会に対しても、経緯をご説明しておりますとおりに、平成7年に開発計画の一時休止が決定いたしまして現在に至っているというところでございます。

また、鞍手インターチェンジ周辺開発につきましては、平成23年2月供用開始以来、民間の開発事業者から様々な相談がっております。

現在の面積は流動的ではございますが13.5ヘクタール、約4万坪の開発計画が進んでおります。当該用地には40名弱の地権者があり、土地利用の同意を得るために開発事業者主催の地権者説明会が、これまで数回開催されております。

現在の進捗状況としましては、未だ同意を得られておりません10名程度の地権者と開発事業者の間で継続的な協議が行われているというところでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

須山由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

この問題は、町独自の問題ではないと思います。いろいろな相手があったり、地権者があったり、ですから右から左へと進むわけにはいかないと思います。かなり時間の掛かる問題だと思いますが、私はこの問題が鞍手町の発展の最重要課題だと思っていますので、是非町長の手腕を発揮していただきたいと思います。

次に、来年4月には、鞍手中学校が新たに開校します。そして、正門の前には新しいバス停留所が新設され、通学のための新車のコミュニティバスが全てこの中学校を經由するようになるということを聞いています。そうなれば、それに伴いバスを利用する生徒の他にも、一般利用客の人達の、この周辺への出入りがかなり増えてくるのが当然予想されます。

この一帯は以前から言われています、位置的には鞍手の中心部ではありませんが、この周辺は既存の中央公民館や体育館、武道館、博物館、そして町民グラウンドや野球場等多くの公共施設が集中して建てられています。

おそらく、これは将来を見据えて建設されたのではないかと思います、これは私の個人的な思いですが、これだけの施設があり、空きスペースがあり、近くにはインターチェンジやJRの駅もあります。これだけいろいろな好条件が揃っているところは、なかなか近隣の自治体を探しても何処にもないのではないかと思います。

今後、この周辺が、鞍手町が活性化、発展していくための拠点になり得るのは歴然としているのではないかと考えております。

そこで、これは私の提案ですが、老朽化した役場や病院、そしてその他の公共施設、また店舗などを新設し、あそこに行けばほとんどの用事が済んでしまうというような、いわばコンパクトシティにしたらどうかと考えております。

その辺の町長のお考えをお聞かせ下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重な意見ありがとうございます。

私も須山議員さんと全く同感であり同意でございます。昨年から私が都市計画の件は話をいろいろなところで申し上げているところではありますが、一応、遠賀川渡河橋、あれが仮設のちょっと曲がったような取り付け道路になるのですが、仮設道路で一応来年の3月に、先だって北九州市の北橋市長とお話をさせていただきまして、来年の3月に供用開始と、開通式をやるということで同意が取れております。

それがもし、きちっとインフラが調い、通行出来るようになりますと、当然のことながら、北九州からあの橋を通じて、そして西日本シティ銀行、梅谷医院さん、ローソンさんの所から左に入って行ってインターチェンジに行くという、私が名付けたのですが、アルファベットのLになっているのです。これでL字ラインということをお願いしております。

当然のことながら、私ここが鞍手のキーステーションであり、核、つまりコアですね。細胞でいう核になる場所ではないかと、今、須山議員さんがおっしゃったように、私もそのように考えております。

今後、今、庁舎の話も出ましたけれども、役場も60年近く経っておりますし、これは、耐震化の診断をするまでもなく、おそらく震度5～6以上の地震がきますと、ガタッと倒れるんじゃないかということが危惧されております。

本来であれば、そういう災害が起こった時には、司令塔となるこの庁舎がしっかりしておかなければならない、この庁舎が一番に壊れるようではいかなものかという住民の皆さん方からの声もたくさん、私も頂戴をいたしております。

須山議員がおっしゃいましたように、私も今、そこの核になる、あの辺に庁舎を移すべきだと考えております。何故ならば、今、北九州市もしくは高速を通られて鞍手町役場にお越しいただく際に、ここの役場は教えにくいのですね。

高速を下りてきまして、ぶち当たった所のあの辺に作れば、北九州から橋を渡ってくれば

直ぐ分かりやすいという利便性を鑑みますと、やはりあの辺が一番ベターではないかなと、そのように思っております。

それともう一点は、医療機関のことも申されました、これも、ここの庁舎と同じく耐震化構造は、今のくらで病院はなっておりません。これも早急に患者さんの身、職員の身の安全を考えますと、早急にやはり考えていかなければならないということで、これを建て替える、もしくは移転して建て替えるにあたりましては、先週も病院の局長、課長を呼んで厳しく言ったのです。

今現在、救急隊に119番が掛かって、患者さんの自宅まで迎えに行つて、担架に乗せて、さあ救急車が走らないのですね。

そこで救急車は何をやっているかといいましたら、引受先の病院に電話をしているのです。ややもすると20分、もしくは30分間救急車が迎えに行つた先で止まったままなんです。

これは、私は今定住促進、そして人口を増やそうという施策をやっている最中、こういった町民が、医療においては安心して暮らせないような所で何が定住促進だということで、先週病院関係者を呼んでやってくれということをお願いしました。

そうしましたら、医者がないとか、医者が来ないというようなことを言っていましたので、私が言いましたのは、医者は日本には何万人とおりますよと、いないのは、くらで病院にいないのであって、それは単なる言い訳ではありませんかということも、そういうことも含みまして厳しく申しました。

私は町民の命と財産を守る使命がございます。そういう意味を鑑みますと、やはり医療機関というのは、しっかりとしたところを構築していかなければいけないと、そのように思っております。

須山議員がおっしゃいましたように、コンパクトシティにするためには、医療機関もやはりあの辺に持って来て、全てが、町民の皆さん方がハブに向かってコミュニティバスを走れば、後は徒歩圏内で行けますよというような施策を行っていきなるとそのように思っております。

私の考えているコア、核というのは、単なる鞍手町の核という意味合するものではありません。将来中間市や直方市、宮若、更には遠賀、小竹、近隣の市、町の鞍手が核になると、キーステーションになると。

私は、将来鞍手町を市にしたいという思いがございます。そういう意味に立ちましても、まだ近隣の市、町の皆さん方も気がついてないかと思いますが、私は鞍手町が、今から一番発展するかと思っております。ですから、どうかご指導の程をよろしくお願ひしたいなとそのように思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

須山由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

今のお話を聞きまして、私の考えなど遙かに超越したコンパクトシティ構想だと思いまし

た。安心しました、本当にありがとうございます。是非期待をしております。

次に、中学校移転後の北中学、南中学校跡地の再利用への進捗状況について質問いたします。

今年度は、町の附属機関として中学校跡地等利用検討委員会が設置され、中学校統合後の南北両中学校の跡地及び建物の活用方法等について方針を纏めて行くとされていますが、検討委員会のその後の方針や進捗状況等が分かれば教えて下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

進捗状況につきましては、総務課長に答弁をさせます。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

本年8月11日に、第1回目の中学校跡地等利用検討委員会を開催いたしました。

現在の状況といたしましては、各委員さんからの提案を募集しております。そして、9月号の広報、ホームページにおきまして利用方法の公募を鞍手町の住民の方、一般の方をお願いしております。

そして、9月下旬から10月上旬に第2回目の委員会を行い、提案された意見、公募意見等を協議する予定であります。最終的には、今年度中に跡地利用について決定する予定です。

以上です。

○議長 川野 高實君

須山由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

ありがとうございます。

今の町長を含め総務課長のお話を聞きまして、今後の鞍手の発展、活性化のために1日でも早く、1つ、1つ着実に実現することを願ひまして私の質問を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で、須山由紀生君の質問を終了します。

次に、12番議員 岡崎邦博君の質問を許可します。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

通告に従ひまして質問をいたします。

質問に入る前に8月20日未明に広島市安佐北区、安佐南区で起きた土砂災害で犠牲になられた方のお悔やみを申し上げ、ご冥福をお祈りすると共に、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

それでは質問に入ります。

まず、1番目として町の防災体制について質問いたします。

今年の夏は西日本各地で記録的な大雨が相次ぎ、多くの方が犠牲となりました。気象庁はこの大雨を大規模災害の経験や教訓を将来に共通認識として伝える観点から、平成26年8月豪雨と命名しましたが、これは2012年7月の九州北部豪雨以来のことです。

鞍手町では、幸いにして今回は大きな災害に見舞われることはありませんでしたが、災害は何時起こるか分かりません。

そこで町の防災体制について、確認の意味も含めて質問をいたします。

まず、一番目としまして、8月22日未明に土砂災害警戒情報が発令され、当町も警戒対象地域となりました。その時に取った町の体制はどういう体制を取られていたのか、また町民に対してどのように伝達をされたのかお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

8月22日には、午前2時41分に大雨洪水警報が発表され、その時には、直ちに第1配備体制をとり警戒本部を立ち上げた次第でございます。

私は、その時にシンガポールに出張中だったため、現地時間の夜中の3時過ぎだったと思います。メールが入りましたので、直ぐに起きて総務課長の方に連絡を入れて、どんな具合かということで、一応確認をとらせていただきました。

その後、土砂災害警戒情報が発表されたのですね。それで、また後に再び2回目の連絡をいたしまして、雨の状況、そして被害の状況等を私は電話で確認をさせていただきまして、避難勧告等の、その時に総務課長と話したのは、雨雲のレーダー情報とか、県とのいろいろな災害情報を加味いたしまして、本町に至っては避難勧告の発令は必要なしと判断をいたしましたので、避難勧告の発令はいたしませんでした。そういう状況でございました。

それと、町民に対しての伝達につきましては、総務課長に答弁をさせます。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

町民に対しての伝達方法につきましては、8月22日午前4時41分に土砂災害警戒情報が発表されました。同時に、町内22ヶ所に設置の防災行政用無線にて放送がありました。

また、携帯電話をお持ちの方には、エリアメール、登録されている方には防災メールまもるくんにて情報を町民に周知されております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

第1体制を2時41分にとって、その後、土砂災害警戒情報が出ましたが、配備そのものは第1配備のままだったということの認識でよろしいのでしょうか。町長の説明でそういう説明でした。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

第1配備で9名が待機しています。そして9名の外に副町長と参与と、第1配備の中で一緒に体制を取っています。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

町の避難勧告等の判断・伝達マニュアルというのがありますが、それでは土砂災害警報が発表されれば、発表対象区域の自主防災組織へ速やかに伝達するというと同時に、第2配備、または第3配備を取るというふうになっているようですが、その辺の第1配備のままだった判断はどのような基準からその判断になったのかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

土砂災害警戒情報が出たままですけれど、土砂災害時における発令基準は、国の指針を参考にして、町が作成した避難勧告等の判断・伝達マニュアルに沿って行っております。

避難準備情報の基準としては、大雨警報や土砂災害警報が発表され、福岡県と気象台が発表する福岡県土砂災害危険度情報により、土砂災害危険度がレベル2に達したときに避難準備情報を出しております。

避難勧告につきましては、レベル3に達したときに、今後の気象状況を考慮して発令するとしています。

今回の8月22日の土砂災害警報が出たときには、まだレベル1のままでした。午前5時20分から午後0時20分までの鞍手町の土砂災害危険度におきましては、レベル1のままであり、レベル2にまだ達してなかった関係で、この判断マニュアルに沿って第1配備のままです。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

自主防災組織についての連絡はどうされましたか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

避難勧告等まだ何も出していない状況なので、自主防災組織には何も、そしてまた区長さん等にも連絡はしておりません。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

それでは、一応県の方から土砂災害警戒情報が出されたということを受けての町の判断をお尋ねしたのですが、一応判断区分その他もあります、レベル1だったからということでの判断なんです、では、例えばレベル2になったとき、またレベル3になったときに、第2配備、第3配備が町として準備をして行くわけですが、例えばそういうような、今回とは別に、そういう体制になった際というのは、一般的には、例えば道路が冠水をしたりとか、またはひょっとして土砂災害が起こって道路が通れなくなったりというような場合も想定されます。

そこで第2配備ですと41名の職員が配置するということになっていますし、第3配備ですと、全員が待機するということになっています。

しかしながら町外に住んでいる職員も相当数いらっしゃると思うのですが、そういった方が、先程言いましたような道路の冠水等で庁舎に参集できなくなったというような時に、配置体制どおりにはならないかと思うのですが、その際の支障はないというふうに考えていいのでしょうか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

第2配備で41名となっております。第3配備で全員となっておりますが、確かに議員がおっしゃいますとおり町外に住んでいる職員は多数今おります。ですが、道路が冠水して来られない状況があると思いますけれども、できる範囲役場の方に参集してもらうように、日頃から職員には言っております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

災害というのは不意に起こることです、こちらがいろいろな想定をしても想定外のことでも起こり得ることがあります。ですから、第2配備、第3配備は当然必要なことだと思いますけれども、今言われたように、できる範囲で来るようにというような指示が出たとしても、来ることが危険になることもあるのです。だからそのところを十分気を付けながら、全員は揃わなかったということとしても、揃わないなら揃わないの体制、準備も必要じゃないかなというふうに思います。

ひとつ、第2配備のときは41人でこう、第3配備のときは全員でこう、というだけでなく、来られない職員のことも想定した上での配備というのも1つ考えてみたらどうかと

いうふうに思うのですが、その辺はどうですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重な意見ありがとうございます。

その辺のことは、今後検討課題として行政内で揉んでいきたいと、そのように思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

それでは伝達方法についてですが、この8月22日の時は、いろいろな方にお話を伺いましたら、防災無線による伝達は雨とか風とか雷とか、暑くもありまして室内エアコンの音等で、ほとんど聞いた方がありませんでした。ほぼ防災無線による伝達は機能していなかったというふうな印象です。

そこで、後、まもるくんとかいろいろ言われましたが、他に危険を知らせる伝達方法を考える必要があるのではないかなというふうに思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

防災行政用無線については、町内22ヶ所に設置しております。どうしても聞こえない地区というのはあるとは思いますが。

今年の6月から、避難行動要支援者名簿作成のために説明会に42行政区に行って説明をしておりますが、その折りにも住民の方からそういうふうに伺っております。

その説明会でもお話しておりますが、もし避難勧告等を発令するような状況になれば、まず避難勧告を出す場合は、必ず関係区長に連絡するようにはしています。そして地域住民に周知してもらうと共に、町の広報車、消防署、消防団による広報、またテレビ、ラジオ等の報道機関からの報道で周知していきたいと思っております。

住民の方にはテレビを見ていただければ、鞍手町に避難勧告等の情報が出ているか、出ていないかは分かると思っております。

防災行政用無線の放送内容につきましては、今回8月22日の時もそうでしたが、「只今土砂災害警戒情報が発表されました。テレビ、ラジオの情報に注意して下さい。」というふうな内容で放送はあっております。ですので、8月の広報にも載せておりましたけど、もし夜とか、防災行政用無線が鳴るとするのは、風が強い時とか、雨の強いときとかしかないと思っております。そういう状況で、全部の住民にこの放送が聴こえるというのはまず無理だこちらの方も思っております。なので、もし内容が分からなくても、聞こえた場合はテレビを直ぐ付けてもらって、今はデジタル放送になっていますので、テレビを付けてもらえば、鞍手町が

どういう勧告等を出したかというのは分かるようにはなっております。

それと、8月の広報にも載せましたが、防災行政用無線の内容が直接聴ける電話番号もありますので、それをもう少し広報、ホームページ等で周知徹底して行きたいと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

ホームページの話も出ましたけれども、町のホームページの一番上の欄には、緊急告知という欄があります。また、メルマガも発信しておりますし、フェイスブック等もあります。

特に広島の災害の時には、フェイスブックでの情報というのが非常に貴重だったというような話もあったようです。ですから、そういうようなものも、今回の22日にはどうも活用されていなかったようにありますので、これも今後、こういったフェイスブックやホームページの緊急告知の欄、また、メルマガ等も活用するように検討されたらどうかというふうに思いますがいかがですか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

今回の8月22日の時は、議員さんがおっしゃいますように、ホームページの緊急告知の欄とかには載せておりません。

そしてメルマガも、登録されている方は全部で605名いらっしゃいます。その605名の内、ほとんど行政関係の職員の登録もありますので、今回はレベル1だった関係で避難勧告等を出しておりませんが、避難勧告等を出す場合は、直ぐにテレビを見て貰うようにというふうな周知を、広報等に載せていきたいと思えます。

議員さんがおっしゃいますように、緊急告知の欄をこれからは使って行けるように検討していきたいと思えます。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

次に、土砂災害における避難準備情報、避難勧告、避難指示の基準ということで、町の避難勧告等の判断・伝達マニュアルはあるのですが、この基準についてもう一度説明をお願いいたします。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

先程も少しこのことについては説明いたしましたけれど、土砂災害における発令基準は、

国が作りましたガイドラインに沿いまして、避難勧告等の判断・伝達マニュアルというのを作っております。それに沿って行っております。

基準は、大雨警報や土砂災害警報が発表され、福岡県と気象台が発表します福岡県土砂災害危険度情報により判断しております。レベル2に達した時には避難準備情報を、レベル3に達した時には避難勧告を出しております。

避難指示は、土砂災害の前兆現象が発見された時に、地形や地質の条件、土砂災害防止施設の整備状況を考慮し判断することとしております。以上が基準であります。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

避難勧告を出すタイミングというのは、どこの自治体も苦慮していますし、難しい判断が必要だというふうに思います。判断が遅れば被害が大きくなったりとか、また最悪の場合は人的被害を招くことにもなりかねません。

逆に、また何回も出して、空振りしても、またかみたいなことで、新聞の報道なんかでもありましたけれど、福岡県は特に避難勧告を出しても避難をした人は1%以下というようなこともあります。そういったこともあって、なかなか総合的に判断するとしても難しいことだろうというふうに思うのですが、しかし今言われた判断だけではなくて、もっと分かりやすく、一般の方にも分かりやすい何か明確な判断基準というか、または本当にこの避難勧告が出た時は危ないんだということ、また今度、災害対策基本法が改正されて、勧告はなるべく早く出すというようなことにもなっていますので、住民の方に予防的な意味での勧告もあるというようなことで、特に暗くなったりとか、今回の22日のように未明みたいになった時に出しても、なかなか住民の人が避難をするのも、逆に今度は危険を伴うのではないかというような場合もあります。

そこで、1にも、2にも周知を徹底するという事だろうと、要するに避難勧告はこういうときに出しますよと、これは予防的な意味もありますというようなことで、早めに、日の明るい内に出すこともあるというようなことで、周知徹底をすることがまず第1だろうと思いますし、また、住民の方達にも分かりやすい基準を示すことも必要かなというふうに思います。その辺についての検討はいかがでしょうか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重な意見ありがとうございます。

岡崎議員がおっしゃるとおりで、ただ、なかなかその辺のところは、そうですね、いろいろなレーダー情報や、そういったことを今後加味しながら、早めに警戒情報を出して行きたいと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

それでは次に進みます。

ハザードマップによりますと、町内には土砂災害警戒区域や、土砂災害特別警戒区域が多数指定されています。

今回8月22日の場合では、こういった非常に危険な地域についてどのような対応をされたのかお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

避難勧告等の判断は、伝達マニュアルにおいて判断をいたしております。また避難準備情報、そして避難勧告、避難指示を発令いたしております。

発令した場合は、まず土砂災害区域、土砂災害特別警戒区域になっている地域の区長さんにまずは連絡をするようにいたしております。そして、消防署、消防団及び職員による広報車による広報活動、並びに防災行政用無線での放送、それから当然のことながらテレビ、ラジオ等の報道機関等のあらゆる手段を使って情報伝達を考えております。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

この地域は危険を伴う地域ということで、土砂災害防止法の中でも警戒避難態勢の整備とかというのを謳っておりますし、住宅の建設の抑制とか、いろいろと制限が掛かっている地域でもあります。ですから、レベル1、またはレベル2というような場合であっても、その特別警戒地域というのは非常に、行政として目配りが必要なところだろうというふうに思います。

例えば、今回の場合でも、レベル1だったとしても、それは土壌の水の量とか、様々な要因によって土砂災害が起こる可能性もあると思うのですが、特に特別警戒地域等はレベル1であっても巡回等の目視による実況の観察も必要じゃないかなというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

議員がおっしゃいますように、レベル1であっても特別警戒区域というのはありますので、今回の8月22日の時も職員に巡回はさせております。

判断の基準の中に、住民から何かいつもと違う状況であるというふうな状況であれば、レベルに関係なく避難勧告等を発令するようにはして行くように検討していきたいとは思って

おります。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

それでは次に、今回の質問をする際にもう一度水防計画書を改めて、よく精査をしてみました。その中で避難勧告等の判断・伝達マニュアルの水害における発令基準においてというところで、六田川は町内で一番水害が発生しているにも係わらず、内水等の越水の想定がなされていなかったのです。

ここは、やはり西川または遠賀川ということが中心になって発令基準が想定されていますけれども、町内の中心を流れている、町管理の準用河川でもありますので、六田川も想定すべきではないかなというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

これは避難勧告等の判断・伝達マニュアルの中で、水害時における発令基準の想定される事態の内水等に、北田川、南田川、長谷川のオーバーフローを想定するとあるのですが、その中には、今議員がおっしゃるように、何故か六田川が含まれておりません。

これにつきましては、何かの多分漏れだと思しますので、早急にこれは改正したいとどのように考えております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

先程もちよっと言いましたが、災害対策基本法が改正されて、鞍手町も26年で避難勧告等の判断・伝達マニュアルの改正を行うというふうになっておりますので、まだ改正が行われていないとすれば、その中で改めて六田川についても発令基準を定めていただいて、想定をしていただければというふうに思います。

それでは、次についてです。

鞍手町42区ありますけれども、自主防災組織の役割についてお尋ねをします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

内容につきましては、総務課長に答弁をさせます。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

平成25年度までに町内42の行政区に自主防災組織が設立されました。自主防災組織は災害対策基本法第5条の2に規定されている組織で、地域住民による任意の組織です。

自主防災組織の役割といたしましては、地域住民が協力し、災害から地域を自分達で守るという意識をもっていただき、避難訓練、防災活動を行うなど、地域での自助、共助、公助の内の共助の要となっただきたいと考えております。

また、今年度作成する避難行動要支援者名簿に掲載される要支援者の日頃の見守り活動、災害発生時の支援も同時に行っていただきたいと考えております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

具体的な災害を想定したそれぞれの区の自主避難伝達マニュアルみたいなものは各区共に作成されているのかどうか、その辺は町の方で把握されているかをお尋ねいたします。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

今、議員おっしゃいますような詳しい内容に関しましては、町の方では把握しておりません。というのは、自主防災組織が42ありますが、その中でも温度差というのがあって、避難訓練とか、防災活動とかを積極的に行うところもあれば、何もほとんどされていないところがあって、全体的な底上げからまず町の方でやっていきたいと考えております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

そうですね。いくつかの区でお話を伺った中では非常に意識が高く、先程言いました具体的な災害を想定して自主避難の伝達マニュアルを作っていたり、また、自主的に避難訓練をしたりという区がある一方で、区民が全く組織自体がよく把握できてなかったりだとか、災害があった時にどういう伝達になっているのかも分からないというような区もあります。

ですから、今答弁で言われたように、非常に自主防災組織についても認識に温度差があるわけですね。ですから、災害は鞍手町は起こらないというふうに思っている方も結構いるかと思うのですが、実は災害というのは、八女で北部豪雨を受けた所で聞いた話ですけれども、八女でも全く災害はないと住民の人達はみんな思っていたそうなんです。

ところがあの豪雨が起こって、たまたま田舎というか、地域のコミュニケーションの非常にある所だったから、人的被害が最小限に食い止められたというような話をされてきました。やはり災害というのは鞍手町に何時起こるか分からないことですので、折角自主防災組織を結成していることから、これが作ってもいざという時に機能しなければ何にもならないわけで、そういった意味からも行政が指導して、そういった意識を高めるような指導が必要じ

やないかなというふうに思いますが、その辺いかがですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重な意見ありがとうございます。

今年の1月に遠賀川の堤防が決壊ということ想定いたしまして、今村と小牧の皆さん方に自主防災避難訓練を実行いたしました。地域の皆さんのほとんどの方が出ていただいて、あの訓練は本当にやって良かったなと思っております。

そういったこともありまして、今、岡崎議員がおっしゃいましたように自主防災組織というのは非常に力になり、いざという時には大変力になる組織だと私も思っております。ですから、こういった組織を今後も更に発展させ、地域防災に皆さん方に協力を求めていきたいとそうように思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

自主防災組織ですけれども、実は自治区の組織率が今下がっています。自治区に加入していない方も多数見受けられる状況なんです。加入していない人が相当数見受けられるのですが、未加入の世帯の対応についてはどのようになっていますでしょうか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

岡崎議員、資料を持ち合わせていないものですから、後でよございませうでしょうか。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今、加入率が8割は切っていたと思うのです。7割台か、ひよっとしたらもっと低いかも知れません。そういった状況の中ですので、災害が起こったからといって区に入っている人、入っていない人を分け隔てするということにはならないというふうに思いますけれども、なかなかやはり日頃付き合いがなければ、未加入の世帯にどういう方が、どういうふうに住んでいるか分からないというようなことも想定されますので、この未加入世帯についての対応というのも私は大切なことなんじゃないかなと思います。

資料があるということであれば、また後ほどでも結構ですので見せていただければというふうに思いますし、もしもその対応が出来ていないということであれば、これはやはり同じ鞍手町の町民でもありますので、そういった未加入の世帯も含めた中での自主防災組織ということになるのか、または別の形での対応になるのか分かりませんが、その辺についても検討をお願いしたいというふうに思います。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

先程も説明しましたが、避難行動要支援者名簿というのを作成してもらうように説明会に回っております。その時に、区以外の方、区に入っていない方というのも、災害が起こった時には区に入っている、入っていないというのは分け隔てなく名簿の中には上げて下さいというような説明はしております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

質問1番目として、町の防災体制についていろいろと縷々質問させていただきました。8月22日にちょっとあったから、今年はないかなというようなことにもなりませんし、またこれから台風のシーズンにも入ります。何時災害が起きても行政として万全の体制が整うように考えていただき、またいろいろと提案もさせていただきましたので、その提案についても今後検討していただいて、鞍手町が一番は災害が起こらないことが一番なんですが、もしも起こった際にも、被害が最小限に食い止められるような体制を是非お願いしたいというふうに思います。

それでは次に進みます。

2番目としまして、南北中学校統合後の校舎の利用についてお尋ねをします。

ハザードマップや町の広報9月号でも南北中学校は災害時の避難所に指定されているとなっています。同時に、今まで選挙の際に投票所にもなっています。

中学校が統合される27年4月以降、校舎や体育館等の建物の利用について、どのようなお考えなのかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今、岡崎議員の質問は行政内部でいろいろと進めております。その進捗状況は総務課長に答弁をさせます。以上でございます。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

鞍手町立中学校跡地等利用検討委員会を、先程も言いましたように立ち上げました。また、住民からも跡地等の利用についての意見募集も現在行っております。

利用方法につきましては今後委員会で検討いただきます。両校の校舎につきましては、耐震工事がされておりますが、体育館は耐震工事がされておられません。

校舎は今後の委員会で決定される利用方法によりますが、避難所として活用出来れば活用

したいと思っております。それは利用方法によるのですが。しかし体育館は避難所としての活用はしない方向で考えております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

体育館は活用しないということで、体育館と校舎について耐震化されているかされていないかということで考えに違いがあるというようなことなんですが、今度の投票所の統合について町内各区回覧が回りました。また町の広報の7月号にも、平成27年4月以後は中学校の統合に伴い中学校を投票所として利用出来なくなるので、町全体の投票区の見直しを行いますとありました。

中学校が利用出来ないことが理由となって、投票区の見直しを行っているというふうに書かれておりましたが、一方で南北中学校の避難所としては、今のところ引き続き指定をしているということになっています。4月以降はどうなるか分からないということですが、これを町民の方が見た際になかなか理解しにくいのではないかなと思うのです。

投票所としては利用出来ないが、避難所としてはまだ利用するというふうな理解になるというふうに考えます。

そこで、中学校が利用出来ないというふうにはまだはっきり決まっていなわけですから、検討委員会もまだ1回目しか行ってないということでもありますので、中学校が利用出来ないという前提で投票区の見直しをしたということは早計じゃないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

両中学校に関しては避難所として使えるか使えないかというのは、今の状況では分かりません。

先程も申しましたように利用方法によって、例えば校舎が何か別の企業が使って、避難所として使える可能性もあるかと思えます。しかし、先程も申しましたように体育館に関しては耐震工事がされておりませんので、これは危険でありますので体育館は今現在としては、避難所としては活用しないという方向であります。

投票所につきましては、6月の議員懇談会があったと思えますけれど、選挙管理委員会からの説明がありましたように、投票所の統合については選挙管理委員会での結論でありますので、私の方からはお答えすることは出来ません。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

当時の説明では、水も電気も全部切るということで、中学校は使えませんよという説明だ

ったんですね当時は。それで、投票区を見直すということだったんですが、今回はまだそこまでは、水も電気も止めるというようなことまではなっていないようですし、今のところ跡地利用の検討委員会に委ねて、町民からの意見を募集しているという現状のようですので、先程も言いましたように投票所としては校舎を利用しないというのが、今まで教育委員会との中での話し合いで決まっているということで、私は提案をさせていただいたのは却下されているのですが、4月以降は、今度校舎というよりも建物ですね。あそこは中学校がなくなるわけですから建物になるわけで、学校じゃない、耐震化されている建物であれば、まだ投票所としても利用することが出来ると思いますし、町が中学校として利用はしないと、公共物として使用させませんと言えば、それは当然選挙管理委員会も使えないなというのが前提で見直すということにもなるのですが、まだそこまで決まっていないわけですから、私はもう一辺選挙管理委員会の考えが決定したのかどうかははっきり聞いていませんけれども、投票区を統合して5つにするというのは、かなり住民の方に混乱を招く可能性もありますし、選挙管理委員会の一番の目的は、公正な、間違いのない投票をすることが目的にもなりますので、ここは校舎、建物はそのまま私は利用した方がいいんじゃないかなというふうに考えますが、再度お尋ねをします。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

校舎に関しては、今年度中に利用方法を委員会で決定するようにはしていますが、今のところまだどうなるか分かりません。3月いっぱいまでに、今年度中に決まらなければ空き屋になる可能性もあります。

その場合は、先程議員がおっしゃいますように、ライフライン、水、電気は空き屋になったら止めると思います。

企業等が入ってくれば、いくら耐震工事がされていたとしても、校舎は企業が使いますので、そこを投票所として使うことは不可能だところの方は考えています。

投票所の5ヶ所のことを言われましたが、先程も申しましたように、選挙の投票所に関してはこちらの方では答弁は出来ません。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

先程の1番目の質問と関連しますが、南北中学校で2, 200名を収容する避難所としてハザードマップにも設定されております。特に北中学校の周辺地域というのは、北区、西区、南区、東区と炭鉱の住宅が多くて高齢化もしています。

避難する際にも、なかなか遠くまで避難するというようなことも難しいように私自身は感じています。そういった南北中学校、北中に限って言っても1, 100人からの収容を予定しているところでもありますが、場合によってはライフラインを遮断するというような先程

の答弁もありましたが、そうなると、別に1, 100人を収容できるような避難所をまた町としても探していかないといけないというふうにもなるのです。

そういったことを考えて見ますと、なかなか他にこういった施設も探すのは難しいんじゃないかなと私自身は思いますが、その辺はどうですか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

今、避難収容人数としましては北中学校が1, 100人、南中学校が1, 100人となって、合計2, 200人となっております。そして避難収容人数としましては、現在全部で10, 500人が収容できております。

例えば、町民全部が収容しているのに、それが2, 200人減ってしまって町民全部ができなくなるというのであれば問題があると思いますが、10, 500人が2, 200人減れば8, 300人となります。2, 200人減るわけですので、そこは新たに、例えば剣第1保育所、あそこはまだ避難所にはなっていません。そちらの方に1,100人の内何人かを収容できるようにしてもらおうとか、新しい新中学校もまだ避難所には指定しておりませんので、それで現在の10, 500人になれるように避難所を指定していくのも検討して行かなければいけないかなとは思っております。

そして南中に関しては、この上に西川小学校がありますので、西川小学校は今も避難所になっておりますが、そこを南中学校の分を西川小学校に行ってもらおうとか、そういうふうに検討して行かなければいけないのかなとは思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今後の避難所の指定についても、今後の跡地利用の検討委員会の中で話は出て来ると思いますが、いずれにしても先程の質問に関連して避難する際、例えば避難勧告、避難指示が出た場合に、直ぐに避難所まで安全に到達できるような避難所を設定していかないといけないわけで、特に高齢者の方達の多い地域においては、なるべく、より近く、より安全なところというようなことが主眼になろうかと思えます。

そういったことも考え合わせて、この南北中学校の跡地、校舎、建物等の利用について検討していただければというふうに思えます。

これで私の質問は終わります。

○議長 川野 高實君

以上で岡崎邦博君の質問を終了します。

次に、11番議員 宇田川亮君の質問を許可します。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

通告に従いまして2点について質問します。

最初に下水道事業についてお尋ねします。

流域下水道事業が始まって、この間、毎年予算をつけて工事が進んでいるところですが、当初の計画からは予算の関係もあり若干遅れているというふうにも思っております。

現在、下水道工事の進捗状況はどうなっているのか、また予想では何年くらいに完了する予定なのか分かれば教えて下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

進捗状況及び収納率の詳細につきましては、上下水道課長に答弁をさせます。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

お答えいたします。

平成25年度末で整備済み面積比率は、計画処理区域面積に対しまして26.8%の整備が完了しております。

本年度の工事予定場所は、中山西区、唐ヶ崎区、山ヶ崎区、昭和通り区、小牧区などを予定しております。

平成25年度の受益者負担金収納率は92.3%でございます。

今後の下水道事業の目標年次としては、平成37年度を目標年次としておりますが、これは多分今の事業ペースから行くともう少し延びるだろうと思います。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

通告には載せていましたが、受益者負担は聞いていませんでした。

受益者負担金の収納率が92.3%というふうに高くはなっているのですが、これは下水道をする、しないに係わらず、供用開始になった地域に係わる方からは100%収納するということでしょうか、まだ工事が完了して間もないところもあると思いますけれども、そういうところを除いて、なかなか入ってこないとかということはあるのですかね。勿論督促だとかを送ってあると思いますが、受益者負担金はどうせ下水道をしないから、こんなの払いたくないという方もおられるのではないかというふうにも思いますけれども、そしてしない方は別に利益を受けるわけではないから払わなくてもいいという考えの方も若干おられるのではないかというふうにも推測するのですが、こういう話も聞こえて来たもので、そういうことがないのかどうかを教えて下さい。

○議長 川野 高實君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

滞納繰越のことと思います。滞納繰越の実績としましては、平成23年度で収納率11.6%、平成24年度で14.9%、平成25年度で23.7%の収納率でございます。

先程言われましたように、負担金を払っていただけない方については催告、督促、電話催促、本人に面会して納付をお願いするように努力しております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

分かりました。受益者負担金のことについてはいいのですが、現在工事完了地域での下水道の普及率ですね。ここが一番問題なんですけど、これを100%にしていくというような最初の計画と、理想といたら申し訳ないのですが、そういう目標でやっていくということだったのですが、供用開始地域での下水道の普及率と同時に100%にするための具体的な取り組みについて何かやって来たのか、今後考えているのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

下水道の整備率は、平成25年度末で42.6%でございます。

水洗に向けた具体的な取り組みとしましては、融資斡旋、利子補給と鞍手町振興券の利用促進を推進しております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

多分知らない方がたくさんおられると思うのですよ。何かあるのですかとか、他の近隣の自治体では補助がありますよとか、浄化槽と勘違いされている部分もあるかも知れませんが、下水道工事をするについて何か補助があればとか、それからいつになるか分からないけれども、農協にも少しその類の預金みたいなのが確かあったとは思いますが、具体的にどういふ融資というか、利子補給というものがあるのかというのを具体的に説明してもらっていいですか。

○議長 川野 高實君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

融資斡旋及び利子補給ということは、町内の各金融機関と協定を結びまして、排水設備の改造工事のための資金を借り入れる方に対して、一定の低利率で融資の斡旋をしまして、その利子の2分の1を町が補給すると、そういう制度でございます。

リフォーム制度との整合ですが、この融資斡旋制度はまだ供用開始して10人の方にしか

利用されていません。昨年度から鞍手町振興券を使って利用されて水洗にされた方は、昨年度は5件、平成26年度は15件と、非常に地域振興券が効力を発揮していますので、今後もこれを続けてリフォーム券の活用をお願いするように広報等で周知したいと思います。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

すみません、言い続けたかがありました住宅リフォームの件に関しては。

ちょっと話がずれますが、住宅リフォームの振興券は確か今年度は既に完売ですよ。9月1日に一般の振興券について、商工会の前にずらっと並んでいましたが、一気に完売していくのです。

ずれて申し訳ないのですが、水洗化にされたところが42.6%というふうに言われました。半分以下なんですね。これは下水道にするということは治水対策にもなってくるのです。そういった意味では、これは進めて行かないといけないというふうに思うわけですが、100%に向けてという大目標を掲げたにしては、借入の融資斡旋の利率を半分面倒見てあげますよとか、一回工事をすれば50万円から100万円掛かるということですので、その辺を思えばやはり補助だとか、何か別の方法も考えないといけないと思います。

住宅リフォームの地域振興券を使って、去年が5件、今年は既に15件というふうに言われましたけれども、これでは足りないのではないかと思いますけれども、これについては課長の判断ではなかなか難しいとは思いますが、是非町長の意見を聞かせていただきたいと思えます。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重な意見ありがとうございます。

やはり下水道化にするに当たりましては、議員がおっしゃいましたように50万円から100万円掛かる、ややもすると長いところでは120～30万から掛かると聞いております。

昨年からは議員がずっと何らかの措置をしてはどうかということで、一応リフォーム券を商工会を通じましてやらせていただきました。

これは約束通りやったと思っておりますが、第2段の矢が飛んで来ましたので、それにおきましては、私の個人的な気持ちからしますと、それはなんぼでもやりたいという思いはあるのですが、ですけれど議員もご承知のように、当然のことながら国も1,000兆円を超えた借金を抱えて、交付金そして助成金もいろいろな部分においてカットなり削減がなされております。

今後は優先順位を決めて、どの部分から優先的に予算組みをしていかなければいけないのかということも踏まえながら、このことも踏まえて今から善処して行きたいとそのように思

っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

ちょっと通告の中身が後先になっているのですが、下水道工事を行っていない家庭の理由というのを把握しているのかどうか、聞いていればどういう意見が多かったのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

お答えいたします。

下水道工事に先立ちまして地元で説明会を開催しております。その中で一番多く聞かれるご意見としましては、高齢単身で将来子ども達が帰郷して同居する予定がないもので下水道の予定はないと。

それとくみ取りで現在不便さを感じていないために下水道に繋がないと、こういった意見が一番多く聞かれます。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

くみ取りで不便さを感じていないというのはあるかも知れませんが、しかし、町としては下水道事業をこの間ずっと進めて来ているわけで、お金がないから補助はなかなか厳しいという話もありましたけれども、ないならないで借入するのに利率をどうのこうのとかでなくて、平成37年度に終わるかどうかというような、長い年月が掛かるわけですから、だから今はまだ全然供用開始になっていないところ、工事の予定も立っていないところもあって、いずれは何年か後には回って来るだろうと、それに向けて金融機関に申し入れて、それ相当の下水道工事のための定期預金だとか、ちょっと有利なとか、そういう話もできるのではないかというふうに思うのですが、それに向けてお金を少しずつ貯めて行くというようなことも考えていったらどうだろうかというふうに思いますが、どうですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重な意見ありがとうございます。

そうですね、例えば、銀行さんと相談をいたしまして、下水道積立貯金とか何か商品を作っていたら、それに対しては多少の上乗せ利子補給をやって、いい利息が付くというような措置等も今後考えていきたいと。

これは銀行さんとか、若しくは農協さんの金融機関との話し合いになるかと思っておりますので、

これはちょっとお時間を下さい。今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

とにかく、全てが水洗化になれば水もきれいになりますし治水対策にもなるというようなことですから、これは町が進めている事業ですから100%を目指して、あらゆる手立てを取っていただきたいというふうに思います。

次に、介護保険の改悪への町の対策についてお尋ねします。

昨年12月にこの問題について一般質問を行いました。町長のその時の答弁は、法案が決まり、通達がきてから精査していきたいというもので、国への要望については法律が決まった後では遅いと。ですから、それを何とか変えてもらいたいというような要望を国に上げていただきたいがという質問もしたのですが、その時の答弁としては、町村会を通じて協議していくというものでした。

今年の6月18日「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」ちょっと長いのですが、という法律が成立しました。この法律は、医療法や介護保険法、保健師助産師看護師法など19本の法改正を1つにまとめたもので、いわゆる医療・介護総合法というふうにも言われています。

これが、既に来年の2015年度から施行されるということです。特に昨年の一般質問では介護保険について主立った点、問題視される点については明らかにして来ましたが、いよいよこの法律が通って、その中身が具体的な話になっている中で、私が指摘してきた要支援の方の排除だとか、利用料の1割から2割負担だとか、いろいろなことが明らかになってきているわけですね。

特に介護保険から外された要支援の方等については、市町村が独自に実施する総合事業に移行されてくるわけです。利用者の不安とともに介護事業者の撤退だとか、その従事者が辞めて行くことも考えられます。

そこで、関係者への意見や要望を聞き、最小限の影響に止めていくべきだというふうに考えますが、町長の答弁を求めます。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まず、一番目の利用者の意見聴取と影響は、につきましては福祉人権課長に答弁をさせた後に答弁したいと思います。以上です。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

お答えします。

現在、要支援の方が利用されていますサービスの内、訪問介護と通所介護は介護予防給付から市町村が行う総合事業に移行されます。

総合事業におきましても、既存の介護サービス事業者から同様のサービスを受けることができます。また訪問看護や通所リハビリ等のサービスにつきましては、引き続き介護予防給付としてサービス提供がなされることから、利用者の方にとってサービスが受けられないなどの影響が出ないものと考えておりますので、利用者等への意見聴取はいま行っておりません。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

これは国会の論争の中でも明らかになっているのですが、継続的にやっている方はそのままというような配慮がされているわけです。

ただ、新規に要支援、同じようなサービスを受けたいと言われても、これは介護保険では適用されないのです。総合事業のサービスでチェックがあって、それに適用になれば、自分が希望される事業者にサービスが受けられるかどうか分からない。これは町なりが決めることで、しかも利用料は介護保険の報酬を上回らないというか、それよりも下という形になってくるので、そうするとその事業者にも報酬も下がってくる、入って来るお金も下がってくるということは、その従事者も給料が上がらないどころか下がる可能性がある。今でも低いというふうに言われているのですが、それがなかなか給料として成り立たない、国が言っているのはボランティアだとか、そういうのでサービスを確保しなさいよというようなことも言っているわけです。

ですから、今受けられている方については、別にそんなに影響はないとは思いますが、今後、超高齢化社会になって、そういう方がどんどん増えてくるわけで、そういった場合に事業者自体がもうできなくなる、利用者がいなくなれば事業として成り立たなくなれば、やはり撤退、その従事者もいなくなるという形にもなってくるのですね。

そういった意味では、やっぱり多大な影響があるというふうに思うので、やっぱり事業者、利用者の不安というのがあると思うのです。そういった意見を是非聞いていただきたいというふうに思いますが。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員がおっしゃるとおりで、私も最近国が地方自治体に権限委譲とは言いつつも、言うなれば1つは国から手を、予算措置的にも離して、地方の市、町、村で自分達でやりなさいよというようなところが伺えるかと私もそのように感じております。この1年と7ヵ月の間にですね。

議員がおっしゃるように、入所される方もさることながら、それを運営されている事業者の方の収益というか運営費ですね。これも要は自分達でやりなさいよと、国はない袖は振れませんよ、金は出せませんよというような、そういったところが伺えます。

先だっても私が申しましたように、町村会を通じてこの辺のところはしっかりと国に要望をしていかなければいけないのではないかなどそのように思っております。

そういう意味では、議員と私は同感でございます。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

とは言えですね、来年度から始まってくるわけで、その移行というのが2015年度から移行を開始して、2017年4月までに全市町村で実施というような方向になっています。

約2年間です。ということで市町村でそういった総合事業の中の訪問介護だとか通所介護、その利用料の設定を行いなさいということになっています。

来年度から介護保険に新規に訪問介護とかを受けられない方については、介護保険ではですよ、総合サービスで受けようとしたときに、その利用料だとか設定もおかないといけないと思うのですが、その辺どういうふうに考えているのですか。その作業に入っているのですか。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

お答えいたします。

現段階ではガイドラインというものが先月県の方で説明を受けまして、広域連合からも、実は先週制度について説明があっています。利用料ということではありますが、今おっしゃったように町が決めていくということにはなりませんけれども、現段階では、実際に決めていくことには鞍手町だけではなく、近隣の市町村とか、うちの方が構成しております広域連合といったところとも協議が必要となりますので、まだそういったところでは協議は進んでおりませんので、これからということになります。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

鞍手だけ突出して下げるだとか、上げるだとかはできないと思いますけれども、これが専門的な資格がなくてもできるのです総合事業では。

ホームヘルパーの資格がなくてもできるというようなことになるので、介護報酬の単価よりは下げてくる、下げなさいよというような指針も確か出ていると思うのです。これは、ただ訪問介護して、掃除洗濯をしておけばいいよ、みたいな、そういうことではないと思います。

そこそこで、今までだったら介護保険で受けられてきた専門的なサービスが受けられなくなるということですから、ここは本当に大問題と思うのです。

その利用者さんが急に容体が変わるとか、いつもと違うだとかと言ったときに、察知できるような、そういった専門的な目を持った方が見ていくべきだというふうに思うのですが、なかなか今後そうはいかないようになってくるのです。

とすれば、先程も言いましたように、今度はサービス提供者の確保が必要になってくるのです。資格がなくてもできるとはいえ、今度利用料が下がってくれば、なかなかそれは事業として成り立たないだとかというのものもあると思いますし、ボランティアに頼ったりだとかということもあるので、そういったサービス提供者の確保が必要になってくるのではないかとこのように思うのですが、その点についてどう考えているのか教えて下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員がおっしゃるとおりで、要は事業を提供する側の運営が困難になるのではないかとこの趣旨かと思いますが。

今、議員のおっしゃることですと、やはりそうなるのかなという思いがいたします。ただ、先程課長が申しましたように、うちは広域でやっていますので、その中で今後まだ2年と少しの猶予がございます。その中におきまして広域の方でも摺り合わせをしながら、何とか提供者がきちっとやっていけるような状況作りに向かって今後善処していきたいと、それに当たりましては、議員は本当にお詳しいですから、またご指導をいただきながら進めて参りたいとこのように思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

だから新規に介護サービスを、訪問介護だとか、通所介護だとかというのを受けたいと思ってもそれはできないのです。

今まで受けている方は継続して受けられますが、新たに受けようとしても、それは介護保険では適用できないのです。とすれば、その利用料設定をしないといけないし、まだ猶予があるというような話ではないのです。

もう一つ、介護保険の認定を受けたいという方について、専門的なケアマネから見たら要介護1までいくかどうかというようなところなのかも知れませんが、今度総合事業になりますとチェックリストというのを作るのです。国が言うにはチェックリストの項目に当て嵌まるかどうか、それだけでも判断して総合事業のサービスを受ける、受けない。介護保険には回さない、介護保険の認定まで受けさせないというような状況にもなってくるので、それは本人が希望すれば認定は受けさせると、チェックリストだけで判定しないということをして是非約束していただきたいというふうに思いますが。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

お答えいたします。

今、議員さんがおっしゃったように、チェックリストは使っていくということはありませんけれども、チェックリストは介護の申請をさせないものというのではなくて、やはりその方や家族の状況とか、身体の状況、今でもそうですが、そういったものを十分聞いた上で必要な方には申請をしていただくという形をとっていきます。

チェックリストというのをを使うときはということになりますが、中には今度まだメニューができておりませんが、そういった総合メニューの介護が必要なものまで行かないようなサービスで十分だという方が、利用がそういった中になれば、その時はチェックリストをして、その判断によって直ぐサービスを利用できるような形に繋ぐという形で考えています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

国は何とか介護サービスを受ける人を減らそうというふうにしているわけですよ。ですからチェックリストで判定して、もうこれだけでいいよと、総合の判定だけで家族、本人の要望も聞かずに認定さえも受けさせない。総合サービスだけで済ませるといような方法を取ってきているわけなんです。そういったことがないように、是非、今後も今課長が答弁されたようにやっていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で宇田川亮君の質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 14時37分

再開 14時45分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

5番議員 田中二三輝君の質問を許可します。

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

通告に従って一般質問を行います。

まちづくりに関しては歴史的には2つの方法があると言われていています。1つは、点を結び、地域を統合する。また1つは、中心的な地域を作り、放射線的にその地域を広げていく方法

がある。この代表的な方法があると示している書籍すらあります。町長はご存じだと思いますけれども、前者は国づくりとして、また、後者は都市づくりとして主に用いられているというふうを示されております。

そこで町長が日頃用いているコンパクトシティの具体的な考え方については、先の質問者に対する答えから大方の推測は出来ますけれども、敢えて現時点で町長が思い描くイメージ、これについて鞍手町全体のまちづくりについてのイメージをお伺いしたいと思います。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

先程のL字ライン構想というのが先程述べたとおりでございます。1つ申し忘れていましたが、決してあそこの部分だけを発展させるために行っているわけではないということもまずもって申し上げておきたいと思っております。

1つは、今、田中議員がおっしゃった都市形成というのは、まず核を作って、それから波及させていって膨らませていくと、核分裂をさせてアメーバ式に増やしていくという考えの構想もっております。この中において私は先程も申しましたように鞍手が核になり、私はただ、鞍手町だけの核という意味ではないということも先程申しました。つまり宮若、直方、小竹、中間、遠賀、近隣の宗像の東寄り、南東よりの方ですか、あの辺りもひっくるめまして、私は鞍手が核になり、発展させていくというそういう思いを描いております。

アウトラインを申しますと、そのような状況下でございます。

もう1点は、駅前開発のことを先程申し忘れたのですが、あれは平成7年ですか、あの時点で一旦開発が一時休止をいたしております。これもL字ライン構想の中に当然のことながら私が描いているのは、1つは今度来年に新中学校が出来ます。新中学校が出来ましたら定住促進の意味合いを兼ねまして20代、30代の若者の皆さん方には是非鞍手町に住んでいただきたいという定住促進事業も描いております。それは新中学校、そして鞍手駅の間くらいに、そういう住宅構想も描いております。なぜならば1つは中学校が来年統合いたしましたら、恐らく今後、次の第2段階といたしまして小学校のこれも難しい話かと思っておりますが、室木小学校においてとか、徐々に子どもさんが減ってきております。団体教育等も難しくなってきていると聞いております。

今後、来年の中学校の統合が終わりましたら、恐らく小学校の話に移っていくのではないかと考えております。

そうになりましたら、私の考えはやはりあそこは教育ゾーンとして小中一貫校なりの考えも構想に描いております。

話を戻しますけれども、小中学校に近い、そしてまた鞍手駅に近い、今度高校に行く時にはその新設の住宅地から鞍手駅に行きやすい。そして上下線の電車に乗って高校に行けるといふような、そういった構想も描いております。

まずは、核をきちんと作り上げることによって、自ずと広がりを見るのではないかと、そ

のように考えております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

次に誰が見ても老朽化していると感じられる役場庁舎、くらて病院、それから町営住宅に関し、今後どのように対処するのか教えてください。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

役場の庁舎とくらて病院については、須山議員と答弁が被るかと思しますので割愛をさせていただきます。町営住宅においては、今現在耐用年限を超えた木造住宅については、入居者が退去された後は取り壊し、撤去いたしております。町営住宅、公営住宅を含めてですが、町営住宅は、要は年数が経つともの凄く補修費等が嵩みまして、建てた最初はいいのですが、5年、10年経つといろんなところに手を加えていかなければならない。しかしそれに対して家賃収入というのが民間のように高い収入が得られるのかということ、なかなかそれも難しいとなると、費用対効果の面からも考えますとなかなか厳しゅうございます。ですからこの辺のところは町がこれからやっていくべきなのか、どうなのかということも踏まえて、じゃあ住宅はどうするのかという論点になるかと思っておりますけれども、住宅においては民間活力を活かして、例えば低所得者の方においては民間のところにお入りくださいと。但し、いくらかの補助をいたしましょうというような補助措置というような考え方もあるかと思っております。

それともう1つは、民間の方が例えばアパート等を建てていただくと、この建物はあくまでも民間の方の物ですので民間の方が管理をなさいます。そうなりまして逆に町にはそこに建物が建てば当然固定資産税が入ってまいります。いろいろ考えますと民間の方は家賃収入が入ってくるからウインの関係になり、町は逆にその物件によって税収が上がってくると。

生活困窮者にとっては、町がその分を補填することによって入り易くなるという、そういった3点を考えますとウイン、ウイン、ウインの関係になるかと思っております。ですから経常収支から考えますと私はそのような形をとっていきべきだと。あまり町が何もかもやっていくという時代ではないのではないかと。ある程度民間が出来ることは民間の活力を利用して、そして先程言いましたように低所得者の方に対しては、しっかりとした援助を行っていくと。

逆に今の町営住宅、町が住宅を建てて、それを維持していく投資金額と。年数が経っていけばどんどん経費が膨らんでいきます。だからそういった総合的な金銭面を考えますと、逆にそれだけのお金を生活困窮者の方にはたくさん援助出来るというのが私の考えであります。

ですから今後はそういう費用対効果、P L・B Sをしっかり考えていきながら経営をやっていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

役場庁舎に関しましては、どこそこに適当な使用していない建物があるから等の安易な理由でそこに移転をする。くらで病院に関しても適当な場所に集約する。町営住宅に関しても家賃が上がる等の理由で空くと解体する。新築はしない。中学校の統合に関して新延西川方面、古月方面、いわゆる周辺部分にお住まいの方々につきまして、この地域にはもう若い者は住まないと、年寄りばかりになってしまう。というような意見を多く聞いております。

従って中心地を作り、放射線上にまちづくりをする考えはある程度理解は出来ますけれども、町民感情を考えた時、各地域が総合的に活性化するためには、それぞれの地域に貴方の言う起点的な配置、これをまず行って、地域人口を増加させる。更には中学校がなくなった。あの歴史と伝統ある西川中学校がなくなったわけですから、その地域にもう一度人口を増やして、中学校をもう一度作るのだと。古月中にしてもそうですよ。北中に合併した後、それがもうない。そして今の構想でいくとあの中学校の所に文化施設として作っていくと。集約してしまうと。しかし周辺部分にどうやって若い人間を住ませるのであるのか。

そういった安易な考えで物事を進めてもらっても多少困ると思います。更には公共施設の配置ということについては、地域住民と、またそれらを利用する町内外の方々の利便性を第一に考えないといけない、というのが私の基本的な考え方であります。軽々な判断によってそれらを口にされるのではなく、十分に地域の方々とお話をされ、そしてそのような構想をまずご自分の口で地域の方々にお話をした後に、ここで発表していくというのが筋ではないかなと私は思います。ただ、これも私の私見、イメージです。今貴方が言ったのもイメージです。イメージ同士でお話をしたとしても議論にはならない。イメージはイメージとしてお互いもっているものであって、その接点はこの短い時間の間に見いだすことは到底出来ません。

従って、私は貴方自身のお考えを否定も肯定もいたしません。問題は先程も言いましたけれども、現時点でのお互いのイメージでものを語っても、これは何ら前に進むものではありません。

従って先日、県道直方宗像線、この線を面と考えると宗像の道の駅で鞍手の巨峰を職員の方が売り出しに行ったのです。宗像は福岡地区で、鞍手、直方は筑豊地区、従って地域性の交流が以外と少ない。しかしながら宗像大社の姫君が降り立ったのは鞍手の六ヶ岳という伝説が残っています。貴方もご存じだと思いますがね。

それから先日シンガポールに視察に行かせていただきました。シンガポールというのは、広さは東京23区程度です。ここに歴史的文化的な価値のある建物なんてない。しかし観光地になっています。何故。ないものは作ったから。

もう1つ私がイメージとして申し上げるのは、鞍手にそういう文化施設や大きな文化ホール等々を作ってもいいのじゃないですか。それを中心地にもって来たら。そして若い者たちを集める場所を作っていく。それと居住させる地域というのは、また別の問題だと私は思い

ます。何故今日こういうお話をさせていただいたかという、叩き台となる鞍手町全体のランドデザインがない。それが今はない。まだ示されてない。もしくは町のどこそこに何を置く、そういう青写真すらない。これは前の町長の時から言っています。

そういうものを早急にお示しになって、お互い同じ土俵に立って議論をしていく。そして良いものを作っていくという作業の方がより実が結び易いのではないですか。どう思いますか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重な意見をありがとうございます。

決して私はあそこのL字ラインだけを発展させるとか、そこに集中させるとかということは考えておりません。まずは核が必要だということをご理解してください。

それと一時はまだ4～5年は人口が減ると思います。当然のことながら自然減という形でお年寄りがお亡くなりになっていきます。私がいろんな第5次の政策にも取り組んでおりますが、まだ私が町長をさせていただいて1年と7ヵ月で、種を蒔いている状況下で、それが花が咲いて刈り取るような状況にはまだ来ておりません。

私の考えは、まずは核をしっかりと作って、そしてそれから波及させていくという考えであります。

これは田中議員と私の考えというのは相通じるところもあるし、ひょっとすると違うところもあるのかなと今お聞きして感じておりますが、この辺については協議を皆さん方からいろんな知恵を頂戴しながら進めて行きたいと、そのように思っております。

今、既に第5次の総合計画に着手をいたしております。そしてプロジェクトチーム、PTを立ち上げて取り組んでおります。先々週にこの場で課長と班長を全部集めて各部門、カテゴリーにおいて私がここで1時間半くらい、いろんな、こうするのだ、ああするのだということはお話をしました。ですからそれに向かって今マスタープラン、ランドデザインを作っております。これがある程度整いましたら、また、皆さん方に発表したいなとそのように思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

ランドデザイン等々の作業に入っているということなので、早急にそういうものを作って鞍手町全体にどういう所にどういう物を作って、どういうふうに配置するのだと。中心を作って云々という町長の基本的な考え方については、今お話だけですから、そのものが出来て賛成、反対の意見は述べるつもりでございますが、とにかくしっかりとした計画と方向性を示していただいて、物をまず出していただきたい。

その第5次の計画云々というのは、いつ頃完成の予定なのですか。

○議長 川野 高實君
町長。

○町長 徳島 眞次君

来年度、平成27年度内には策定を予定しております。以上でございます。

○議長 川野 高實君
田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

まちづくりの基本となるものにつきまして、それが提出された時に忌憚のない意見交換をしたいというふうに思っております。

次に進みます。

役場組織の見直しについて。職員の方々の役職いわゆる肩書きについては、鞍手町職員の職の設置に関する規則等で明記されていますが、それによると一般職の方々は主事から課、もしくは室長というふうになっていますが、職員が持つ名刺はどのように役職名がなっているのかこれを教えてください。

○議長 川野 高實君
総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

一般職につきましては、主事、主任主事、主査、主幹、班長、課長、局長です。というような名刺の肩書きになっております。以上です。

○議長 川野 高實君
田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

具体的に聞きますが、いわゆる係長研修会等々があった場合、どなたが出ているのですか。

○議長 川野 高實君
総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

係長研修があった場合は主幹が出ております。以上です。

○議長 川野 高實君
田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

そうしますと世間で言うところの主幹の方が一般企業でいう係長ということの判断になるのですか。

○議長 川野 高實君
総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

議員のご指摘のとおり主幹が係長クラスになっております。以上です。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

班長制を引いているところの自治体というのは、近隣ではどのくらいあるのですか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

県内では鞍手町のみだと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

他の自治体が採用していない班長制を採用しているというのは何か理由があるのかは後で聞きますが、他の団体で係長等々というのがいるのだと思いますが、その方々の平均年齢と管理職たる班長等の平均年齢というのはどのようになっているのか教えてください。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

確実ではありませんけれども、他の自治体では40歳前後で係長になっていると思っております。鞍手町では課長の下に班長とって管理職がおりますが、班長は50歳前後で班長になっております。以上です。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

そうしますと他団体でいくと40歳代である程度係長というような形の肩書きが付いて、いわゆる中間管理職になるわけですが、先程言われた主幹、その方々の平均年齢はどのようになっていますか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

現在資料を持ち合わせておりませんので、後程資料を提供させていただきたいと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

他団体が採用していない班長制というものを本町が採用していることについて、何か大きな理由があるのでしょうか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

班長制を導入したきっかけというのが、係制にすると縦割り型がきっちりして、係制は指揮命令系統が明確である一方で、自分のセクト意識が強くなり、というところで係制の問題点があるということで班長制になったということをお聞きしております。以上です。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

私がいろんな方々から聞いた話とは少し違うのですが、職員の方ですので、そういうふうな答えしか出来ないと思いますが。この班長制を引くという時には、当時の町長がどここの町もそういうふうにするからうちもやってみようというような形で提案があったのではないかなというふうに聞いておりますし、この横の繋がり、縦系統だけになるというふうに言われますけれども、今の企業が用いているのがスパイラル方式と言って、蜘蛛の巣のような形の命令系統、例えば係長は係長で横の繋がりをもっていくのだと。それで各課長に上げて課長同士でその調整をやっていく。そしてその取り組みについての着手出来る時間を短縮していくというのが、通常的一般企業の今のやり方ですよ。従って私は今の班長制をするメリットというのがよく分からないのですが、例えば職員の方々のモチベーションとして結構、班長が何人おられるか分かりませんが、上が詰まった状態で30代、40代の方々というのは、それなりの肩書きをもって活動出来ない、活躍出来ないというような状況に本町はなっているのではないかなというふうに感じとれるところが多々あるのですが、その辺は町長はどう思いますか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

ありがとうございます。私も実は今年の4月から係長制に変えようという動きが昨年の秋口くらいから話し合いをずっと内部協議をやっていました。ところが組合との職務給の原則から一部の職員が職制の変更を伴い不利益を受けるということがありまして、職員組合との協議が不調に終わってしまったのです。それで今年の4月からは間に合わなかったのですが、来年の4月からは係長、そして課長補佐、そして課長という体制で内部検討を今行っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

今町長からお話を聞いて少し安心しましたけれども、町長が先日参与なる役職を設けて、非常勤の方にその肩書きを与えて、はっきりとした職務内容を与えたと。従って町長ご自身

は当然職員の肩書等々についても重要視されている方だというふうに私は受けとっておりますので、多くの企業が採用している、いわゆる課制をしっかりと見据えていただいているというご回答でございますので、本町もそういうグループ制からやはり本町だけがそのグループ制を使っているということは何らかの形で、よそが採用しないということは、はっきりと申し上げませんが、何らかの形でおかしなところが組織としてあるのではないかと。そのように思われますので、思いつきで行われた組織については、早くそこから脱却するということは、僕は必要ではないかと思えます。

従って政策的根拠もなく信念もなく、ただただ真似をした現時点の役職配置というのは早期に見直しをしていただいて係長、もしくは課長補佐、課長代理、課長というような一般の大手企業が用いているような役職をやはりきちんと用いることによって、職員の方々がしっかりとした作業内容等に誠心誠意力を出し得るのではないかと思えます。

そういう形で、いわゆる飴と鞭の飴の部分の部分を上手に使ってこそ管理職、町長が言う企業家としての腕が振えるのじゃないかと思えますので、是非職員の方がやる気が出るような形での組織作り、また役職の位置付けということについて、前向きに是非検討していただきたいと思えますが、通常のそういうふうなことを踏まえて町長にもう一度、今後の対策、対応等についてのお考えをお聞きしたいと思えます。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

先程も申しましたように来年度からやっていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

十分な答えを後半部分についてはいただきました。

今回は鞍手町全体の活性化を目指したグランドデザインの早期作成と、それから役場組織の体制の見直しを、町長が今どのようにお考えになっているかと、現時点でのお考えを確認させていただきました。

今後何らかの形で結果を出して形あるものを我々に示していただくということを近々のうちにそれを行っていただきたいと思っております。具体的な内容等が出た時にはもう一度意見交換をしたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひいたしまして、今回の一般質問を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で田中二三輝君の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終わりました。

この際休会についてお諮りします。

明日 9 日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日 9 日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 15時16分

平成26年鞍手町議会第6回定例会会議録（第3号）						
平成26年 9月10日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成26年 9月10日 午後1時00分				川野高實	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成26年 9月10日 午後2時19分				川野高實	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	—	出欠			
	出席 12人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 1人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	6	原 哲 也		8	須 藤 敏 夫	

職 務 出 席	議会事務 局長	渡 辺 智 文	出 欠	議会事務 局長補佐	武 谷 朋 視	出 欠
	町 長	徳 島 眞 次	出 欠	会計課長	白 石 秀 美	出 欠
	副町長	阿 部 哲	出 欠	建設課長	森 茂 樹	出 欠
	教育長	水 摩 幸 隆	出 欠	政策推進 課 長	三 戸 公 則	出 欠
	総務課長	藤 原 光 徳	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	福祉人権 課 長	守 田 純 子	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	税務住民 課 長	久 保 田 隆 一	出 欠	教育課長	筒 井 英 和	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局 長	篠 原 哲 哉	出 欠	保険健康 課 長	長 友 浩 一	出 欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

平成26年第6回鞍手町議会定例会議事日程

9月10日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第54号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 日程第2 議案第55号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第3 議案第56号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第4 議案第57号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第58号 鞍手町行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第59号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第60号 鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第61号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第62号 鞍手町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第63号 鞍手町保育料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第64号 平成26年度鞍手町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第65号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第66号 平成26年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第67号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第68号 平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第69号 平成25年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第17 議案第70号 平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第18 議案第71号 平成25年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第19 議案第72号 平成25年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第20 議案第73号 平成25年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第21 議案第74号 平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第22 議案第75号 平成25年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第23 議案第76号 平成25年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第24 議案第77号 平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第25 議案第78号 平成25年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第26 議案第79号 平成25年度鞍手町水道事業会計決算認定
- 日程第27 議案第80号 鞍手町流域関連公共下水道事業 新川処理分区管渠築造工事（第1工区）請負契約の締結
- 日程第28 議案第81号 鞍手町流域関連公共下水道事業 西川処理分区管渠築造工事（第21工区）請負契約の締結

平成26年9月10日（第3日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第54号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を議題とします。

質疑はありませんか。

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

委員会で聞かれませんのでここでお尋ねしたいのですが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例が施行されることによって、現在鞍手町で行われている保育事業で変わる点があれば教えて下さい。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

お答えいたします。

1点目としましては、この制度は子ども・子育て新制度ということで、来年4月から施行されるようになっております。現行の保育所とどう変わるかというところですが、一番は保育所、幼稚園、認定こども園を通じた共通の給付、これは施設型給付という形と、それから小規模保育所等への給付、地域型保育給付ということで共通の財政支援という形ものが創設されます。

現行の制度では、それぞれ幼稚園では就園奨励費、保育所であれば委託費というような運営費を支弁するような形になっておりますが、これが共通の財政支援が行われるという形になります。以上です。

○議長 川野 高實君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

保育所に入所する時の手続き等については、従前のままということで変更はないというふうに考えていいのですかね。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

お答えいたします。

従前の今まで通りという形ではなくて、これから保育所等を利用される場合には、まず子

どもさん達にとりましては認定区分というものができてきます。認定区分といいますのは、1号から3号までございますが、1号認定という子どもさんにつきましては、これは教育標準時間を認定するというので、今でいう3才以上の幼稚園で教育を希望される場合に1号認定という形になります。

2号認定というものにつきましては、これは保育所の認定になりますが、3才以上の方を2号認定という形になります。3号認定は3才未満の保育所を希望される方が利用されるものになります。

手続きにつきましては、そういった、まず認定をもらって保育所の方に入るという形になってまいりますので、手続き上ではそういった認定をまずもらうというところが、今は申し込みますという形のところが変わって来ることになります。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

委員会で細かいことは聞きたいのですが、財政支援が共通になるということで、その補助金といいますか、今度交付税措置で国からの支援というか、増額になって来るのでしょうか。その辺をお尋ねしたいのですが。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

ただいま、この条例の制定に伴いまして財政措置はということですが、現在まだ財政の方でも、その財源についてはまだ処置をしておりません。今後詳細に財源は調べていきたいと思えます。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第54号は民生産業委員会に付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第54号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第55号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第55号は民生産業委員会に付託したいと思っております。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第55号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第56号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

これまで学童保育を行ってきましたが、この条例を作ることによって、先程と同じような質問ですけれども、変更、拡大される場所、例えば対象児童が6年生までだとかいろいろあると思うのですが、主立ったところの変更点があれば教えて下さい。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

お答えいたします。

変更点としましては、今議員がおっしゃたように、今までは10才までとなっていたところが、小学校6年生までというふうに明確になっております。

今までの学童保育の基準としましては、放課後児童クラブガイドラインというものに則って運営はなされてきておりましたが、この部分につきまして今回この条例を出しておりますが、今度はそういう基準を守るべき基準というふうになって来たというところでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

それで、今までガイドラインという形からやってきたのが、今度条例をしっかりと作って、その条例に従って運営をして行くということですので、ということからすれば、町が主体性を持ってやるということになって来るのでしょうか。その辺を町長にお尋ねしたいのですが。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まだその部分は、今やっていただいております子ども・子育て会議の委員会に今諮ってもらっているところでございますので、今ここで私がどうのこうのするというのはちょっと差し控えたいと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

子ども・子育て会議の中で練られて、この条例案が提案されていると思います。そうすれば、もう練られた後ではないかと思うのです。

来年度からこの条例が施行されるということで、今後また修正もされていく可能性も多々あると思うので、その場合も是非保護者代表だとか、その施設の代表の方の意見を十分に聞いた上で提案させていただきたいというふうに思います。

合わせて、先程と同じようなことですが、これも財政支援が大幅に増えるというふうに聞いているのですが、その点について分かれば教えて下さい。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

金額的なものは分からないのですが、この地域子ども・子育て支援事業ということで13程事業があるのですが、これの事業費としまして国、県、町で3分の1ずつの交付金を交付するというような形で今のところ聞いています。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第56号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第56号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第57号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

渡河橋が出来るということで、最初に思い描いたような橋にはアクセスといいますか、鞍手に来る部分がちょっとなかなか厳しいかなという状況にはなっているのですが、これは北九州と結ぶ橋になるわけで、この橋梁名の選定につきましては、鞍手町だけで決めていいということになるのでしょうか。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

お答えいたします。

この橋梁名につきましては、北九州市と鞍手町でお互いに3案を持ち出しまして、その持ち出した6案の中で最適な名前を選定するようになります。以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第57号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第57号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第58号 鞍手町行政財産使用料条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第58号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第58号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第59号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第59号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第59号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第60号 鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第60号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第60号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第8 議案第61号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第61号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第61号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9 議案第62号 鞍手町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第62号は総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第62号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第10 議案第63号 鞍手町保育料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第63号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第63号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第11 議案第64号 平成26年度鞍手町一般会計補正予算(第2号)を議

題とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の17頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について、17頁から18頁まで質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

18頁、一番上の段に町税過誤納付金79万円の還付がありますが、この中身を教えてください。

○議長 川野 高實君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田 隆一君

お答えします。

税につきましては、修正申告や地目変更等で税額更正を行うことがあります。その際に過誤納付金が発生し、還付請求権が生まれるわけですが、地方税法に基づいた場合5年でその請求権が消滅します。

それで、その5年を超える分がある場合につきましては、過誤誤りが原因となっているものについては納税者の不利益を補填するため、時効消滅分に当たる分の内、5年分までを限度として還付するものが過誤納付還付金となっております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

町税ということになっていきますけれど、具体的にどういう町税についての措置をなされたのか教えてください。

○議長 川野 高實君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田 隆一君

今回のこの分につきましては、固定資産税の中で住宅用地特例というのがあるのですが、その特例を適用していなかった事案がありましたので、それを修正しまして還付をするものになるものです。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

これは、件数的には1件、何件ですか。

○議長 川野 高實君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田 隆一君

ここに計上しておりますのは1件です。元々当初予算では年間分を100万円付けていただいておりますけれども、それ以外に発生した分がありましたので、今回補正させていただいております。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、18頁から21頁まで質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

一つ一つ行きます。20頁の民生費の人権推進事業総務費の修繕料及び工事費の中身について教えて下さい。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

お答えいたします。

この修繕料につきましては、春日集会場の玄関部分及び玄関部分のひび割れのための修繕料として計上しております。

工事費につきましては、やはり春日集会場の敷地周りのフェンスがかなり腐食して危険な状態になっているということで、このフェンス取り替えの工事費を計上しております。

以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

分かりました。

次に、衛生費の予防費です。水痘ワクチン予防接種事業費の追加というふうになっていますが、何件分ぐらい追加されているのかを教えて下さい。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

お答えします。

今回、10月1日から水ぼうそうの分がありますけれども、件数的には、対象者として463名を対象としております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

対象の幅といたしますか、小学生とか中学生とかというのがあると思うのですが、それと4

63名というのは、これはほぼ100%そういう形になってくるのですかね。受けられるようになるのでしょうか。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

まず対象者なんですが、生後12ヵ月から生後36ヵ月に至るまでの間にある乳児です。それともう一つ、これは26年度に限るんですけども、経過措置としまして生後36ヵ月から生後60ヵ月に至るまでの間にある幼児を対象としておりまして、それが463名います。

この3歳児から4歳児につきましては、その内0.7。というのは、初めてで若干兄弟で打つという関係もありますので0.7。そして1歳児から2歳児につきましては0.9で換算しております。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

5款 労働費から8款 土木費について、21頁から24頁まで質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

21頁の緊急雇用創出事業の中身について教えて下さい。

○議長 川野 高實君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

この中身につきましては、本年6月議会におきまして1,270万、県の配分額を予算措置をしていただきました。これに基づきまして、私どもの方で企画提案方式で事業を募集したところ、地方独立行政法人くらて病院の方から看介護従事者雇用促進事業という提案がありまして、中身を審査し委託するという方向になりました。

本事業につきましては1,270万の内、雇用拡大プロセスというものと、処遇改善プロセスというものがございまして、雇用拡大プロセス920万の枠の中で募集をしておりましたが、くらて病院の方から1,421万2千円で申請があったために、県の方に補助金の増額を申請しましたところ全額、増額の内示をいただいたために差額であります501万2千円を今回補正させていただいております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

それと24頁の一番上です。住宅管理費で木造戸建て住宅耐震改修促進事業というのがあ

りますが、この中身について教えて下さい。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

お答えいたします。

今回の事業は県事業でございますが、4年前、平成22年度にも国の補助制度を利用する事業がございました。今回この木造戸建て住宅耐震改修促進事業というのは、県の補助のみで、その費用の一部を補助するというので、この事業は木造戸建て住宅耐震改修工事に要する工事費の20%に相当する額で、戸建て戸当たり限度額としまして30万円まで補助するというので、今回3戸分の90万円を予算計上させていただいております。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

具体的には、もう申請とかというのがあっているのでしょうか。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

申請は今からでございます。予算を付けていただいた後に各区へのチラシとか、広報、ホームページに掲載して周知を行いたいと考えております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

これは平成22年度も行っていたということですので、前からあった事業じゃないのですかね。とすれば、当初予算で載せるべきで、補正予算に何で今頃出て来るのかなというふうに思うのですが。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

平成22年度は国の補助のみの分でございます。今回の分は県の補助のみの分でございます。県の方から平成26年度から2年間でございますけれど、町単費を出さなくても県だけで補助しますということで、是非行って下さいという要望がございましたので、今回上げさせていただいております。

○議長 川野 高實君

他に質疑ありませんか。

次に進みます。

9 款 消防費及び 10 款 教育費について、24 頁から 26 頁まで質疑ありませんか。
田中二三輝君。

○5 番 田中 二三輝君

教育費の 26 頁、第 6 項 保健体育費の関係なのですが、提案理由の説明の中で文化体育施設の東方擁壁の亀裂発生に伴う工事費だというふうに理解しておりますが、先日現地を見に行ったところ、かなりの亀裂が目についたわけです。

その部分だと思いますが、もう一度工事箇所と現状を把握された時期等について教えて下さい。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

まず工事箇所でございますが、文化体育総合施設の北側、鞍心館のある場所、施設で言いますと総合プールの下の方になります。その道路に面しました擁壁に高さ約 4 メートル、幅が 50 メートルの範囲で亀裂が入っております。

その現状につきましては、これは昭和 54 年から始まりました文化体育総合施設事業の際に對外擁壁も建設をしております。その建設の数年経過したころに、当該擁壁に亀裂が生じたことを確認しております。

その後、亀裂部分につきましては簡易補修を行っております。その後は現状を目視で観察した経緯がありますが、大きな損傷は確認をされておられません。以上でございます。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5 番 田中 二三輝君

そういう早い時期から現状が分かっている、亀裂の発生等を把握されていたということなのですが、確かに、見た時には簡易的にモルタル等で亀裂部分を埋めたのだらうなというふうに分かる部分もありましたけれども、そこから更に亀裂が進んでいるような部分もありました。

現在に至るまで、その箇所の復旧等を行っていなかったということで、差し迫った大きな危険性はないというふうにご判断されていたのだらうと思いますが、この時期に敢えて復旧するというふうな予算を組まれたのはどういうことなんでしょうか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

来年中学校が統合して、あそこがちょうど通学路になるのですね。私もずっと町内の通学路の辺りを合間を見ながら見ておりました。

あそこを見ておりましたら、かなりの亀裂がありまして、来年の春からは当然のことなが

らあそこは中学生のメインストリートになると思いますので、もし万が一あれが落ちてきて子ども達が下敷きにでもなったら大変なことになるということで、私の方が担当課の方に指示を出して補正を組んだ次第でございます。以上でございます。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

そうしますと、4月開校予定の中学校の通学路の安全確保のために、当該箇所について工事を行うというふうな形の予算だというふうに判断しますけれども。となりますと、応急的な処置ではなくて本復旧を行うと。

もう一つ、同項目の中に調査設計業務委託料というのも含まれておりますが、これで、あの辺は確か昔池があって地が緩いのではないかなというふうな懸念もありますので、そういったものまでも調査した後に、きちっとしたもので本復旧をするというふうに理解してよろしいですか。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

今、田中議員が言われたとおりでございますが、当該の委託料につきましては今申されましたように、以前ここは池の一部であったために、本格的な復旧の工事を実施する必要があります。十分な調査を行いまして完璧な工事を行いますための設計委託料として組みせていただいております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑ありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

13頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑をお受けします。

13頁から16頁まで質疑ありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

13頁の土木事業社会資本整備総合交付金の3,300万減額となっておりますが、その理由についてお願いします。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

お答えいたします。

当初は平成26年度の社会資本整備総合交付金としまして、国に対しまして総額1億1,796万円の予算要望を行っていましたが、交付決定額が決まりまして8,413万8千円でしたので、今回3,382万2千円を減額させていただいております。

以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今度は別に16頁です。

町債のところ中学校の屋外附属施設と運動場の整備、また常備消防が過疎債に認められたということでここは減額と過疎債が増額になっていると思うのですが、これらのものについては、当初から過疎債の適用を見込んで過疎債として認められたものを出していたのですが、総額抑制されたということから、これは別のものにしていただけなのか、今回初めて過疎債に認められたためにこれが過疎債として付いたのか、その辺をお尋ねします。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

まず、今回過疎債の件につきましては、過疎法が改正になりまして過疎対策事業債の対象事業として、これまでは対象とならなかった新中学校の多目的グラウンド、それから野球場及びテニスコートの整備等に掛かる分については、教育債の方から過疎債の方に組み替えております。

また、消防の救急デジタル防災無線につきましては、これは過疎債の方で計上してございましたけれども、この分については全く条件の同じ緊急防災・減災債の方に振り替えたという内容になっています。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑ありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑ありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

30頁の地方債についてですが、26年度の過疎債も含めて12億ほど増えています。それで26年度末で84億3,300万ということで、鞍手町にとってはかなり大きな額を起債することとなっています。

この返済計画についてどのような計画を立てているのか、また一番ピーク時が何年で、何億ぐらいの返済になるのかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

地方債の発行につきましては、いま岡崎議員が申されましたように本年度の末で84億3,300万を予定しております。

今後の発行計画としましては、今後来年度につきましては小学校の体育館の耐震工事等が予定されていますのでそのような事業費等も含めると、まだあくまでも試算の段階ですけれども、27年度については過疎債の発行の予定としましては6億前後をいま見込んでおります。

今後、過疎地域に指定されます平成32年度までの今後について、今後の計画等もございまして、あくまでも試算という形で28年度以降3億程度の発行を予定した場合で試算をしています。その中で今後償還等も行われて、最終的にいまシミュレーションの中では平成32年度の地方債残高につきましては75億8千万円程度が地方債のシミュレーションでは今計画でおります。

ピーク時につきましては、今持っている32年度までの計画の中では、あくまでもピークは平成32年度という形になっております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

毎年度の大体返済額というのも出ていると思うのですが、32年度がピークということであれば、そこ前後3年から5年ぐらいはかなり高水準の返済額になるのではないかなと思うのですが、その単年度当たりの返済額が分かればお答え下さい。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

一応今のシミュレーションで試算しますと、平成26年度の元利償還金につきましては約5億7,500万程度。

それから、それがずっと推移しまして、平成32年度の元利償還につきましては8億5,700万ぐらいが今試算としてはあっています。

ただ、この中には過疎債でするので交付税として70%措置されますので、要は単費の持出分としましては平成26年度の見込みが今3億1,700万程度が、平成32年度には3億3千万程度という試算になっております。

償還額はかなり増えますけれども、単費の持出につきましては若干増というふうに見込んでおります。以上です。

○12番 岡崎 邦博君

前後30年ぐらいから何年かは。

○政策推進課長 三戸 公則君

一応あくまでも試算という形で元利償還金につきましては、まず平成26年度が約5億7,500万円、平成27年度が5億5,600万円、平成28年度が6億3,200万円、平成29年度が6億9,900万円、平成30年度が7億8,500万円、平成31年度が8億3,800万円、そして平成32年度が8億5,700万円程度。

それに対します一般会計財源の持出分につきましては、平成26年度が3億1,800万円、平成27年度が2億8,800万円、平成28年度が3億800万円、平成29年度が3億2,100万円、平成30年度が3億3,800万円、平成31年度が3億4,300万円、平成32年度が3億3千万という試算をしています。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

元利償還分は8億を超える年が31年と32年ということですし、一般会計からの持出分でも3億円を超える年度がずっと続くということになります。

直ぐこれが地方交付税に跳ね返って来る分が、これは必ず毎年同じ額、要するに返ってくるのかどうかというのをはっきり分からないところがあるのです。必ず、例えば26年度に12億使いましたと、3年をおいて、その後にその分70%分が入って来るとははっきり決まっているのですか。限らないと思うのです。

入ってくるのは入ってくるのでしょうけど、それが10年の償還の間に必ず全額が来るといふうになっているのかも分からないと思うのですが、その辺はどうなんですか。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

この元利償還金の地方交付税の部分につきましては、これはあくまでも基準財政需要額に算入されるという形になっておりますので、この数字、国から来る70%分につきましては、確実にこれは基準財政需要額に反映されます。

ただ、地方交付税の交付となりますと、これは基準財政収入額との関係がありますので、需要額がたしかに今回元利償還金で増えて来ると思います。ただ、基準財政収入額も税が増えたりすると、ここの交付税がここ近年20億前後で、昨年が20億1千万円程度だったと思うのですが、これが本年度19億9千万、20億を切っています。

その理由としましては、やはり基準財政収入額が増えた関係で交付税が減ったという形にはなっております。

ただご質問で言われるように、需要額にはこの過疎債の分は確実に算入されるようになっています。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今後は人口も減ることで、人口が減れば当然グロスとして小さくなりますから、これまで多少金額も変わってくると思います。

おそらく財政収支のシミュレーションもされていると思いますので、その資料があれば後日で結構ですので、提出していただけるかどうかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

地方債の部分についてのシミュレーションはしておりますので、これは資料としてお渡しすることは可能だと思います。

あくまでもこれはシミュレーションということですので、このシミュレーションにつきましては、例えば臨時財政対策債につきましても、あくまでも今は2億5千万ということで試算をしておりますので、今後これは変わる可能性は十分あるということをご承知いただきたいと思います。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第64号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第64号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第12 議案第65号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第65号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第65号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第13 議案第66号 平成26年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第66号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第66号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第14 議案第67号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第67号は総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第67号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第15 議案第68号 平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第68号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第68号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第16 議案第69号 平成25年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

只今議題となっています議案第69号は、議長を除く議員11名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第69号は議長を除く議員11名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

これより委員長、副委員長の互選のため、しばらく休憩します。

休憩 13時40分

再開 14時05分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

特別委員会正副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

○議会事務局長 渡邊 智文君

それではご報告いたします。

委員長 久保田正之議員、副委員長 原哲也議員。以上でございます。

○議長 川野 高實君

以上のように決定しました。

次に、日程第17 議案第70号 平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

116頁、歳入歳出差引が25年度で1億9,300万ということになっています。

これは議会でも何度かこのことについては質問もされておりますし、答弁もいただいておりますが、25年度で1億9千万を超える額がはっきりと出ているわけですが、今後国保が県に統一される際には、当然これは町の方で処分をするということになると思います。

年度もあまりなく迫ってきておりますけれども、町長はこの赤字分についてはどのようなお考えかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重な意見ありがとうございます。

先だっの議案質疑だったですかで申したかと思っておりますけれども、今、うちの町だけでなく福岡県のほぼ全自治体がこれに頭を抱えているような状況で、我々町村会を通じてこれも国に要請しているところであります。

最終的にこれを県で取り扱いとなったときに、県と国がどのような形、まあ自分のところで全部償却して0ベースでみんな統合しましょうという格好になるのか、もう一つは、健康保険料が今上から下までばらつきがいろいろあります。その辺のばらつきをどこでいくらに決めるのかということも、まだ正確には決まっておりません。

この辺は、もう少しお時間を頂戴願いたいなと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第70号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第70号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第18 議案第71号 平成25年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第71号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第71号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第19 議案第72号 平成25年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第72号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第72号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第20 議案第73号 平成25年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第73号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第73号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第21 議案第74号 平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第74号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第74号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第22 議案第75号 平成25年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第75号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第75号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第23 議案第76号 平成25年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第76号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第76号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第24 議案第77号 平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第77号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第77号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第25 議案第78号 平成25年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第78号は総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第78号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第26 議案第79号 平成25年度鞍手町水道事業会計決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

3頁の損益計算書ですが、水道事業会計においては、当初予算から赤字予算ということで、最終的にも25年度においては1,700万ほどの赤字ということになっています。

ここ数年、連続してこういう形になっていますが、このことについて町長は今後もうこういう予算編成で行かれるおつもりかどうかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

今、岡崎議員がおっしゃいますように、損益から見ますと赤字になっています。先だっの一般質問か議案質疑の中でもお答えしたと思いますが、今年の4月に消費税が上がりまして、またそれにプラス水道料金を上げるというのは、町民にちょっと負担を掛けすぎではないかなと危惧をいたしております。

また、今の政権が来年の10月には消費税が後残り2%で10%にするという話も聞き及んでおりますので、今のところはもうちょっと様子を見させていただいて、当然のことなが

らこういう状況ですから、いずれは上げなければ厳しいのかなという思いはいたしておりますが、当面、今年中に上げる云々ということは、今の段階では考えておりません。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

まだ当年度の未処分利益余剰金が毎年減って、現在25年度では1億3千万ほどあるというのですが、水道管の老朽管も多く漏水も発生しているように思います。

ここの余剰金をどんどん食いつぶすことが、水道事業会計にとって私はどうかなというふうに懸念をしているところです。

やはり、ここは何処かで決断する時期が必要じゃないかなと、またそういった検討委員会の中でも答申が出されていたのではないかなと思いますが、水道事業の設備投資の関係も含めてもう一度お尋ねしたいと思います。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

岡崎議員がおっしゃるとおりだと思います。ですからもう少し、来年度予算編成のうちに、そうですね、もう一度精査をさせていただいて、対処していきたいとそうように思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第79号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第79号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第27 議案第80号 鞍手町流域関連公共下水道事業 新川処理分区管渠築造工事(第1工区)請負契約の締結を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第80号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第80号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第28 議案第81号 鞍手町流域関連公共下水道事業 西川処理分区管渠築造工事（第21工区）請負契約の締結を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第81号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第81号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

この際休会についてお諮りいたします。

明日11日から18日までの8日間は委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって明日11日から18日までの8日間は委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 14時19分

平成26年鞍手町議会第6回定例会会議録（第4号）						
平成26年 9月19日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議					議 長
	平成26年 9月19日 午後1時00分					川野高實
	閉 会 開 議					議 長
	平成26年 9月19日 午後1時54分					川野高實
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	—	出欠			
	出席 12人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 1人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	6	原 哲 也		8	須藤敏夫	

職 務 出 席	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	白石秀美	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課長	守田純子	出欠	上下水道 課長	原 敏勝	出欠
	税務住民 課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	長友浩一	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成26年第6回鞍手町議会定例会議事日程

9月19日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第69号 平成25年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定
(決算特別委員長報告)
- 日程第2 議案第74号 平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
(総務文教委員長報告)
- 日程第3 議案第76号 平成25年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定
(総務文教委員長報告)
- 日程第4 議案第78号 平成25年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計歳入歳出
決算認定
(総務文教委員長報告)
- 日程第5 議案第79号 平成25年度鞍手町水道事業会計決算認定
(総務文教委員長報告)
- 日程第6 議案第70号 平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第71号 平成25年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出
決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第72号 平成25年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第9 議案第73号 平成25年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第10 議案第75号 平成25年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計
歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第11 議案第77号 平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第12 議案第57号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第58号 鞍手町行政財産使用料条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第14 議案第62号 鞍手町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第15 議案第64号 平成26年度鞍手町一般会計補正予算(第2号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第16 議案第67号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第17 議案第80号 鞍手町流域関連公共下水道事業 新川処理分区分管渠築造工事
(第1工区) 請負契約の締結
(総務文教委員長報告)
- 日程第18 議案第81号 鞍手町流域関連公共下水道事業 西川処理分区分管渠築造工事
(第21工区) 請負契約の締結
(総務文教委員長報告)
- 日程第19 議案第54号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例
(民生産業委員長報告)

- 日程第20 議案第55号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第21 議案第56号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第22 議案第59号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第23 議案第60号 鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第24 議案第61号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第25 議案第63号 鞍手町保育料徴収条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第26 議案第65号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第27 議案第66号 平成26年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第28 議案第68号 平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算
(第1号) (民生産業委員長報告)
- 日程第29 意見書第1号 すべてのアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める意見書
- 日程第30 請願第1号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願
(民生産業委員長報告)
- 日程第31 請願第2号 「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書」の
提出を求める請願 (民生産業委員長報告)
- 日程第32 請願第3号 「農業・農協改革」に関する意見書の提出を求める請願
(民生産業委員長報告)
- 日程第33 陳情第1号 「軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する
意見書」の提出を求める陳情 (民生産業委員長報告)
- 日程第34 閉会中の継続事件

平成26年9月19日（第4日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第69号を議題とします。

本案は、決算特別委員会に付託していただきましたので、決算特別委員長の審査報告を求めます。

久保田決算特別委員長。

○9番 久保田 正之君

決算特別委員会の議案審査報告をいたします。

議案第69号 平成25年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定。

本委員会は、9月10日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第69号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第69号について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第69号 平成25年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第69号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第2 議案第74号から日程第5 議案第79号までの4件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

原総務文教委員長。

○6番 原 哲也君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第74号 平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定。

議案第76号 平成25年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定。

議案第78号 平成25年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計歳入歳出決算認定。

議案第79号 平成25年度鞍手町水道事業会計決算認定。

本委員会は、9月10日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第74号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第76号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第78号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第79号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第74号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第76号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第78号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第79号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第74号 平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第74号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第76号 平成25年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第76号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第78号 平成25年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第78号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第79号 平成25年度鞍手町水道事業会計決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第79号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第6 議案第70号から日程第11 議案第77号までの6件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

栗田民生産業委員長。

○13番 栗田 幸則君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第70号 平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定。

議案第71号 平成25年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定。

議案第72号 平成25年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定。

議案第73号 平成25年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定。

議案第75号 平成25年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定。

議案第77号 平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計歳入歳出決算認定。

本委員会は、9月10日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を認定すべ

きものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第70号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第71号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第72号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第73号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第75号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第77号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第70号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第71号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第72号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第73号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第75号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第77号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第70号 平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第70号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第71号 平成25年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第71号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第72号 平成25年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第72号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第73号 平成25年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第73号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第75号 平成25年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第75号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第77号 平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計歳入歳出決

算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第77号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第12 議案第57号から日程第18 議案第81号までの7件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

原総務文教委員長。

○6番 原 哲也君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第57号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例。

議案第58号 鞍手町行政財産使用料条例の一部を改正する条例。

議案第62号 鞍手町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例。

議案第64号 平成26年度鞍手町一般会計補正予算(第2号)。

議案第67号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)。

本委員会は、9月10日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

次に、議案第80号 鞍手町流域関連公共下水道事業 新川処理分区管渠築造工事(第1工区)請負契約の締結。

議案第81号 鞍手町流域関連公共下水道事業 西川処理分区管渠築造工事(第21工区)請負契約の締結。

本委員会は、9月10日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案に同意すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定より報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第57号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第58号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第62号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第64号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第67号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第80号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第81号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第57号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第58号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第62号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第64号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第67号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第80号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第81号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第57号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号 鞍手町行政財産使用料条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号 鞍手町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号 平成26年度鞍手町一般会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号 鞍手町流域関連公共下水道事業 新川処理分区管渠築造工事(第1工区)請負契約の締結を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第80号は委員長報告のとおり同意されました。

次に、議案第81号 鞍手町流域関連公共下水道事業 西川処理分区管渠築造工事(第21工区)請負契約の締結を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 81 号は委員長報告のとおり同意されました。

次に、日程第 19 議案第 54 号から日程第 28 議案第 68 号までの 10 件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。
栗田民生産業委員長。

○ 13 番 栗田 幸則君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第 54 号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例。

議案第 55 号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例。

議案第 56 号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。

議案第 59 号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

議案第 60 号 鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

議案第 61 号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例。

議案第 63 号 鞍手町保育料徴収条例の一部を改正する条例。

議案第 65 号 平成 26 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）。

議案第 66 号 平成 26 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）。

議案第 68 号 平成 26 年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算（第 1 号）。

本委員会は、9 月 10 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

○ 議長 川野 高實君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 54 号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 55 号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 56 号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 59 号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 60 号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第61号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第63号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第65号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第66号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第68号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第54号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第55号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第56号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第59号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第60号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第61号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第63号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第65号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第66号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第68号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第54号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号 鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号 鞍手町保育料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号 平成26年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号 平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第29 意見書第1号を議題とします。

提出者を代表して6番議員 原哲也君に趣旨説明をお願いします。

6番議員 原哲也君。

○6番 原 哲也君

意見書第1号を提案いたします。

意見書第1号 すべてのアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める意見書。

別紙意見書案を提出する。

平成26年9月19日提出。

提出者 鞍手町議会議員 原哲也。同じく栗田幸則。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条並びに鞍手町議会会議規則（昭和62年鞍手町議会規則第1号）第13条第1項及び第2項の規定により提案をする。

○議長 川野 高實君

お諮りします。

意見書第1号は、質疑・討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって意見書第1号は質疑・討論を省略します。

これから採決を行います。

意見書第1号 すべてのアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める意見書を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって意見書第1号は原案のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第30 請願第1号から日程第32 請願第3号までの3件を一括して議題とします。

本請願は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

栗田民生産業委員長。

○13番 栗田 幸則君

民生産業委員会の請願審査報告をいたします。

請願第1号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願。

請願第2号 「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書」の提出を求める請願。

請願第3号 「農業・農協改革」に関する意見書の提出を求める請願。

本委員会は、9月3日に付託された上記の請願を審査の結果、いずれも採択とし、別紙意見書案を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第93条の規定により報告し

ます。

○議長 川野 高實君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

請願第1号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、請願第2号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、請願第3号について、質疑はありませんか。

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

「農業・農協改革」に関する意見書(案)についてご質問いたします。

6行目の「農業所得の拡大や、農業の成長、産業化のために」というふうになっておりますが、表現的などころがございますので、もう一度内容を精査された方がよろしいんじゃないかなと思っておりますが。

○議長 川野 高實君

審議内容だけ、どういう審議をしたかということだけを聞くことで、内容についての質疑はありませんので。

○5番 田中 二三輝君

文章の表現が怪しいので、どういうふうに審査したのですかということです。

○議長 川野 高實君

そういうこと。

○5番 田中 二三輝君

はい。

○議長 川野 高實君

民生産業委員長。

○13番 栗田 幸則君

もう一度説明をお願いいたします。何行目だったですか。

「JAグループの自己改革前提に」ですか。

○議長 川野 高實君

委員長、もう一度お聞きしますので。

田中二三輝君、もう一度正確に。

○5番 田中 二三輝君

まず、5行目になりますが、4行目の終わりから読み上げます。「農業所得の増大や、農業の成長産業化のためにJAの、云々」というふうになっております。この表現について若干

表現的におかしいのではないかなと思っておりますが、この表現に関してどのような状況で判断されたのかということでございます。

○13番 栗田 幸則君

一応そういうことも慎重に審議しました結果、賛成しております。

○議長 川野 高實君

ここでしばらく休憩します。

休憩 13時45分

再開 13時47分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

栗田民生産業委員長。

○13番 栗田 幸則君

今のご質問に対して、審議をしておりません。

○議長 川野 高實君

今言った文章のところを、具体的に審査していないということですね。

○13番 栗田 幸則君

はい。

○議長 川野 高實君

そのところはしていないそうでございます。

それしかないのです。していないことをしたということは言えないから。

田中議員、他にありませんか。

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

請願第1号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、請願第2号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、請願第3号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

請願第1号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって請願第1号は委員長報告のとおり採択されました。

次に、請願第2号 「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書」の提出を求める請願を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって請願第2号は委員長報告のとおり採択されました。

次に、請願第3号 「農業・農協改革」に関する意見書の提出を求める請願を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって請願第3号は委員長報告のとおり採択されました。

次に進みます。

日程第33 陳情第1号を議題とします。

本陳情は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

栗田民生産業委員長。

○13番 栗田 幸則君

民生産業委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第1号 「軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書」の提出を求める陳情。

本委員会は、9月3日に付託された上記の陳情を審査の結果、採択とし、別紙意見書案を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第1号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第1号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第1号 「軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書」の提出を求める陳情を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって陳情第1号は委員長報告のとおり採択されました。

次に進みます。

日程第34 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり、閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって各委員長の申し出のとおり、継続審査することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもって、平成26年第6回定例会を閉会します。

閉会 13時54分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 川 野 高 實

議員 原 哲 也

議員 須 藤 敏 夫

平成26年9月19日

鞍手町議会

議長 川野高實

閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

委員会名	調査事項
総務文教委員会	財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査
民生産業委員会	厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、地方独立行政法人に関する事項の所管事務調査
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項
議会広報編集調査特別委員会	議会広報編集及び調査